

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

タイ人権報告書 2016 年版

概要

タイは立憲君主国であり、国王が国家元首を務める。国王プミポン・アドゥンヤデート (Bhumibol Adulyadej) が (2016 年) 10 月 13 日に死去するまで国家元首を務めていた。(2016 年) 12 月 10 日、息子の国王マハー・ワチラロンコン・ボディントラテープパヤワランクー (Maha Vajiralongkorn Bodindradebayavarangkun) が国家元首になった。2014 年の無血クーデターにおいて、軍と警察の首脳陣が国家平和秩序評議会 (NCPO : National Council for Peace and Order) を名乗り、陸軍参謀長プラユット・ジャンオーチャー (Prayut Chan-o-cha) を指導者に据え、そして概して自由かつ公正と見なされた国会下院選挙後に 2011 年から国を治めていたタイ貢献 (Puea Thai) 党による文民政権を転覆した。2014 年のクーデターの後、国民は自由かつ公正な選挙を通じて政権を選ぶことができなくなっていた。

軍主導の NCPO が治安部隊及び全ての政府機関に対する統制を維持した。

2014 年に NCPO が発布した暫定憲法では、クーデター指導者と彼らの部下に、支配勢力である評議会が命じた如何なるクーデター前又はクーデター後の行動についても、その合法性を問わず、免責を認めた。NCPO は長期間に及ぶ新憲法策定プロセスを統括し、有権者は (2016 年) 8 月 7 日に実施された国民投票で新憲法を承認した。暫定憲法は (2016) 年末時点で引き続き有効で、2016 年憲法草案が国王マハー・ワチラロンコンの署名を経て発布されるのを待つ状態であった。2016 年憲法では、NCPO が引き続き政権を握り、そして新たな憲章の下で最初の総選挙が行われた後に閣僚から成る新評議会が創設され、就任するまで、暫定憲法によってあらゆる権限を付与されると規定している。言論、集会及び報道の自由に対する制約を含む、市民の自由を制限する多数の NCPO 政令が依然、(2016) 年中も有効なままであった。NCPO 命令第 3/2015 号では軍事政権に、「国の平和と安定にとって有害と見なされる行為」を抑制する包括的権限を付与している。2016 年憲法でも同じく、全ての NCPO 命令は「合憲かつ合法」であり、NCPO によって取り消されるまで効力を有し続け、軍が任命する立法機関、首相又は閣議決定からの命令であると規定している。

NCPO によって課せられた市民の自由に対する制限に加え、最も根強く残っていた人権問題は、最南端のヤラー (Yala) 県、ナラーティワート (Narathiwat) 県、パッターニー (Pattani) 県、及びソングラー (Songkhla) 県 (一部) で続くマレー人イスラム教徒の反乱に対する政府治安部隊による虐待と、犯罪容疑者、被拘留者及び囚人に対する嫌がらせ又は虐待を含む、政府治安部隊による過剰な武力行使であった。

他にも人権問題の例として以下が挙げられた：恣意的な逮捕及び拘留；刑務所及び拘留施設における劣悪、過密及び不衛生な状況；難民を含む脆弱な集団に対する不十分な保護；汚職；女性に対する暴力及び差別；買春ツアー；児童の性的搾取；人身売買；障害者、少数派、山岳部族及び外国人移民労働者に対する差別；児童労働；及び労働者の権利に対する多少の制限。

当局は時々、虐待を働いた治安部隊隊員を解雇、逮捕、訴追し、有罪判決を下すこともあった。しかし、当局者の不処罰は依然として深刻な問題で、特に、最南端の諸県、即ち非常事態における公共行政に関する緊急政令（2005 年）（以下、単に「緊急政令」という）及び 2008 年国内治安法（Internal Security Act）が引き続き有効な地域で問題であった。

最南端の諸県では、伝統的な紛争地域外の諸県を含め、反乱者が人権侵害を働き、民間人を狙った攻撃を行っていた。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

過去数年間ほどではなかったものの、治安部隊が時々、犯罪容疑者に対して過剰な致命的武力を行使したり、超法規的、恣意的、そして法に基づかない殺害を実行したり、又は関与しているという報告が相変わらず寄せられた。内務省（Ministry of Interior）の捜査・法務局（Investigation and Legal Affairs Bureau）によると、2015 年 10 月から（2016 年）9 月にかけて、治安部隊（警察、軍及び他の機関を含む）が逮捕過程で 8 名の容疑者を殺害したが、前年と比べると 50 パーセント近く少なかった。

（2016）年中、政府又は政府職員が政治的動機による殺害を行ったという報告はなかった。最南端の諸県での紛争との関連で、殺害の報告が複数あった（1.g 項参照）。

b 失踪

政治的動機による失踪の報告はなかった。過去数年間からの顕著な失踪事件は依然として未解決であった。（2016 年）10 月、特別捜査部（DSI : Department of Special Investigations）は、治安部隊を拷問で告発していた数名の依頼人の代理を務めていた 2004 年に行方不明となっていた人権弁護士、ソムチャイ・ニーラパイジット（Somchai Neelapaijit）の強制的とされる失踪事件の捜査の一時停止を発表した。

(2016 年) 9 月時点で、政府は強制失踪又は非自発的失踪に関する国連作業部会による 2011 年のタイ訪問要請について、まだ措置を講じていなかった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

2014 年のクーデター後に制定された暫定憲法では「人間のあらゆる尊厳、権利、自由」の保護を規定しているが、拷問を具体的に禁じてはいない。2016 年憲法では「拷問、残虐行為、あるいは残虐又は非人道的手段による刑罰は許可されない」と規定している。緊急政令及び暫定憲法では事実上、治安部隊士官が職務執行中に行った行為について訴追の免除を規定している。(2016 年) 9 月時点で、内閣は 2005 年から 3 か月ずつ連続 45 回に渡り、最南端の諸県における緊急政令を既に更新していた。

複数の非政府機関 (NGO) 及び法人の代表者の報告によると、警察官及び軍士官が時々、自白を得るために容疑者に拷問や殴打を加え、また複数の新聞報道によると、市民が警察及び他の治安当局者を残虐行為で告発する事例が多発していた。タイ警察 (RTP : Royal Thai Police) を相手取って起こされた刑事訴訟が複数あった。2015 年 10 月から (2016 年) 8 月にかけて、RTP の懲罰部門が当局に報告したところによると、3,139 名の警察官が懲罰措置を受け、これは 2015 年と比べ増加していた。懲罰的違反の例として不正行為、職務怠慢、市民又は容疑者に対する危害、泥酔、薬物使用、横領、賭博、武器の違法所持、及び詐欺が挙げられた。捜査の結果、警察官 221 名が解雇されたほか、残る 2,918 名の警察官に懲罰措置が講じられた。RTP の報告によると、2015 年に「市民又は容疑者に対する危害」事件が 9 件あったが、(2016 年) 10 月まではそのような事件の報告例がなかった。(2016 年) 11 月、複数の警察当局者がフアイ・クワン (Huai Kwang) 地区の警察官 7 名を、地元の賭博ネットワークの胴元とされる人物に致死的殴打を加えた罪で起訴した。

(2016 年) 1 月、複数の人権団体から成るコンソーシアムが、2014~15 年の期間にタイ最南端の諸県で警察及び軍の当局者が行ったとされる拷問及び他の残虐、非人道、又は品位を傷付ける取扱いの事件 54 件を詳述した報告書を公表した。同報告書の主張によると、これらの事件は主にパッターニー県のイングカユタボリハン (Ingkayuthaborihan) 軍キャンプと、ヤラー県の南部警察業務センター (Southern Police Operations Center) で発生していた。

(2016 年) 5 月、複数の軍当局者が、同報告書の著者のうち 3 名を相手取って、刑事名誉毀損の訴状を届け出た (2.a 項参照)。(2016 年) 9 月、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) はタイ全域に渡る拷問又は虐待の申し立て事例 74 件を記載した報告書を公表し、これらはほとんどが 2014 年のクーデター以後に発生していた。

軍部隊隊員によるいじめや身体的虐待の報告が多数あった。(2016 年) 4 月の国連人権高等

弁務官事務所（ONCHR）の報告によると、ヤラー県のパヤク（Phayak）軍キャンプで兵卒 1 名が殺害され、もう 1 名が重傷を負い、これは懲罰的違反を行ったことに対する明らかな報復として同僚兵士が彼らを激しく殴打した後のことであった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び様々な拘留施設（薬物更生施設及び移民拘留センター（IDC）（当局が不法移民、難民及び亡命希望者を拘留する施設）を含む）における状況は依然として劣悪で、ほとんどが過密状態であった。司法省（Ministry of Justice）の矯正部（Department of Corrections）は刑務所の状況のモニタリングを担当する一方、内務省の移民部（Immigration Department）は IDC の状況のモニタリングを担当する。

軍事政権は一部の民間人容疑者を軍の拘留施設に収容していた。

物理的状況：（2016 年）9 月 1 日時点で、当局は約 306,000 名を刑務所及び拘留施設に収容していたが、これらの施設の設計上の最大収容定員は 210,000～220,000 名である。

一部の刑務所では就寝設備が不十分で、医療の欠如が深刻な問題であった。当局は時々、重病の囚人や被拘留者を県立病院又は国立病院へ移送した。

刑務所の不満足な状況が原因で、少なくとも 1 つの刑務所で囚人が暴動を起こした。（2016 年）7 月 16 日、パッターニー中央刑務所で囚人 200 名が刑務所の厳格な規則や囚人移送方針に抗議して、また施設の責任者の転任を要求する形で暴動を起こした。この暴動の結果、3 名が死亡、10 名が負傷した。暴動の扇動者として告発された囚人 2 名のうち 1 名、アスヴィラ・ドロー（Asvira Doloh）はその後、ソンクラー中央刑務所へ移送され、同刑務所で（2016 年）7 月 21 日、監房内で体内負傷により死亡していた状態で発見された。

裁判前被拘留者が刑務所人口の約 18 パーセントを占めた。刑務官はこれらの被拘留者を一般囚人と区別していなかった。政府はしばしば、裁判前被拘留者を緊急政令の下、恵雨書ではなく最南端諸県の軍キャンプ又は警察署に収容した。

複数の NGO の報告によると、当局は時々、起訴を待つ状態の男性、女性及び児童を警察署監房で一緒に収容し、特に小規模又は遠隔地の警察署がそうであった。

IDC では当局が男性と女性の被拘留者を一緒に収容し、14 歳以上の少年を成人と一緒に収容した。当局は被拘留者とその子どもを、当人が罰金及び自宅への輸送費を支払わない限

り数年間にわたり IDC に拘留することができ、それは法律により、「外国人は国外退去費用を支払わねばならず、(中略) 拘留費用は当該外国人に請求されるものとする」と規定されているからである。複数の NGO が政府に対し、無査証状態の児童の拘留を止める法制及び政策の制定と、児童の移民地位を解決する一方での代替策の採用、例えば監督付き釈放及び養育権のないコミュニティベースの住宅供給などの施策の採用を強く求めた。他の複数の NGO が、特に IDC に拘留されたイスラム教徒からの、不十分で文化的に不適切な食料に関する申し立てを報告した。強制労働、看守による強要、及び劣悪な換気設備の報告も相変わらず寄せられた。

刑務所当局は時々、法律によって許可される通り、刑務所規制に絶えず違反する、あるいは他の囚人にとって危険な男性囚人を処罰するために、1 か月以内の独房監禁を使用した。矯正部の報告によると、独房監禁は平均約 7 日間であった。当局は、脱走のおそれがある囚人、又は他の囚人にとって潜在的に危険と見なされた囚人の脚に重い足枷を付けるという措置も取った。

内務省の捜査・法務局によると、2015 年 10 月から (2016 年) 9 月にかけて 762 名が当局に拘留されていた間に死亡し、うち 8 名は警察での拘留中、728 名は矯正部による拘留中の死亡であったが、前年と比べると 15 パーセント少なかった。当局は死因のほとんどを自然死とした。複数の人権団体の報告によると、拘留中の死亡に関する当局の調査に不備があった。

法律では薬物使用者を犯罪者ではなく患者として分類し、政府は薬物使用者を薬物中毒から「品行方正な市民」へ転身させるため、120 日間又は 180 日間いずれかの期間、義務的更生施設に拘留することができる。これらの施設は司法省、内務省及び保健省 (Ministry of Public Health) のほか、軍隊及び RTP も参加する共同プロジェクトで、約 57 箇所の軍キャンプと 29 箇所の民間人施設に設けられていた。これらの施設は (2016 年) 9 月時点で 10,000 名～15,000 名に対応していた。ほとんどの施設を、医学的背景のない軍人が運営していた。

保護監察部 (Department of Probation) の当局者は、政府が周期的に薬物使用中止作戦の実効性を査定しており、医療従事者又は医療チームが多数の軍キャンプを少なくとも週 1 回のペースで訪問していると主張した。拘留前に、地元当局は薬物依存症の重篤度の個別臨床評価を行わず、適正手続を全く提供しなかった。釈放後も当局は典型的に患者のフォローアップ処置を提供しなかった。報道機関は薬物中毒被拘留者に対する身体的虐待を含む虐待を取り上げた。医学的補助による解毒などの保健サービス、HIV の予防、治療、ケア及び支援、そして証拠に基づく薬物依存症治療は利用可能でなかった。

運営：当局は囚人及び被拘留者又はその代理人が、訴状を検閲されることなく、ただし司法当局へ直接ではなくオンブズパーソンへ提出することを許可した。その後、オンブズパーソンは囚人から受け取った訴状又は請願を検討及び調査し、矯正部へ勧告を提出することができるが、囚人の代理として行動する権限は付与されず、またある人物が公式訴状を提出しない限り、訴訟に直接関与することはできない。当局は訴状を滅多に調査せず、調査を行ったとしても結果を公表しなかった。

IDC は、RTP に属する移民警察局（Immigration Police Bureau）が運営するが、正規の刑務所制度を律則する規制の多くの対象外である。

独立的監視：政府はタイ国家人権委員会（NHRCT : National Human Rights Commission of Thailand）による刑務所のモニタリングを、第三者が立ち会わない囚人との会合や反復的訪問を含め、推進した。複数の人権団体によると、刑務所制度の外部監察又は国際的監察は、バンコクの第 11 軍管区（Military Circle）など軍事施設を含め、行われなかった。複数の国際機関が、国際警察基準や警察の権限行使に関して、軍及び警察機関と協力していると報告した。

国際機関の代表者は概して、サービスの提供や再定住プロセスを行うため、国内全域に渡り IDC の一部の被拘留者と面会することができた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

NCPO 命令第 2/2558 号では軍に対し、人々を最長 7 日間、未起訴又は未審理のまま拘留する権限を付与している。軍当局者は頻繁にこの権限を発動した。OHCHR によると、軍事政権は 2014 年のクーデター以降、約 1,500 名を召喚、逮捕及び拘留した。軍当局は被拘留者を釈放する前に、適切に扱われ、政治活動を慎む意向であり、地元地域外へ移動する際は事前許可を求める意向である旨を確認する文書への署名を要求することが多かった。複数の人権団体によると、当局はしばしば、家族や弁護士が被拘留者と面会することを否認した。軍当局は召喚に応じなかった人々を、投獄や資産押収を示唆して脅した。

緊急政令では非公式の拘留場所に人々を未起訴で最長 30 日間拘留する権限を政府に付与しており、これが最南端諸県でまだ有効であった（1.g 項参照）。

緊急政令の規定により、法廷で拘留に異議を唱えることは非常に難しい。緊急政令の下、被拘留者は弁護士に連絡を取ることができるが、弁護士又は家族と迅速に連絡が取れると保証はなく、また被拘留者の虐待を防ぐ透明性のある保護措置もなかった。さらに、緊急

政令は事実上、その規定の下で行動する当局者の刑事上、民事上及び規律上の賠償責任を広い範囲で免除するものである。

警察及び治安組織の役割

法律では軍当局に対し、治安維持に関して警察を含む文民機関を統制する権限を付与している。(2016 年) 3 月に発令された NCPO 命令第 13/2016 号では、大尉以上の階級の軍士官に、容疑者を召喚、逮捕及び拘留する権限、捜索を行う権限、資産を押収する権限、財務取引を一時停止させる権限、そして強要、人身売買、強盗、偽造、詐欺、名誉毀損、賭博、売春、及び銃器関連違反を含む 27 の刑事犯罪に関連する事件において容疑者の海外渡航を禁ずる権限を付与している。同命令では、軍当局者が「誠実に」警察権限を行使する場合の刑事上、行政上、民事上及び規律上の免責も認めている。

国境警備警察 (Border Patrol Police) は、国境地帯で反乱運動と闘うための特別な権限と責任を有する。

警察が囚人や被拘留者に虐待を加え、概して処罰を逃れていたという報告が複数あった。

警察による虐待の申し立ては、告発される警察官の上司、監察総監局 (Office of the Inspector General)、又は警視総監へ直接届け出ることができる。NHRCT、タイ弁護士評議会 (LCT : Lawyers' Council of Thailand)、国家汚職防止委員会 (NACC : National Anti-Corruption Commission) 事務局、最高司法裁判所 (Supreme Court of Justice)、司法省、及び首相府 (Office of the Prime Minister) が警察による虐待及び汚職の申し立てを受け付けたほか、オンブズマン局 (Office of the Ombudsman) でも受け付けた。司法省の権利・自由保護部 (Department of Rights and Liberties Protection) の報告によると、同部に 2015 年 10 月から (2016 年) 9 月にかけて、警察による虐待の申し立てを 60 件寄せられた。オンブズマン局の報告によると、同局には警察による虐待を申し立てる請願が 565 件寄せられ、前年と比べ 20 パーセント増えた。

警察が申し立てを受理する際、標準手続では内部捜査委員会が事案を取り上げることを要求しており、また捜査期間中、申し立てに関係する警察官を停職させることができる。様々な行政処分が規定されており、当局は重大事件を刑事裁判所へ付託することができる。

申し立ての結果、違反者とされる人物の処罰に至った例はほとんどなく、また治安部隊による虐待の申し立てが解決しないまま捜査が数年間も続くという事例が多数あった。複数の人権団体が、治安部隊によるものとされる拷問及び他の虐待事件に関する警察や司法機

関による捜査の「表面的性質」を批判した。

地元警察部門は治安部隊による殺害事件を個別に捜査し、殺害が職務遂行過程で発生したか、あるいは別段に正当化可能か否かを査定するよう義務付けられている。内務省の捜査・法務局の報告によると、2015年10月から（2016年）9月にかけて、民間人の殺害が8件発生した。同局の報告によると、同じ期間中、警察に拘留中の死亡も34件発生した。

警察拘留中に発生した死亡を含め、不審死の捜査手続では検察官、法医学者及び地元行政官が捜査に参加することと、ほとんどの事例において家族が検視時に法定代理人を立てることを要求している。当局はこれらの手続に従わないことが多かった。

逮捕時の犯罪行為を理由に警察を訴えることを認める法律規定を、家族が活用した例はほとんどなかった。

（2016年）8月、元内務相当局者のタワチャイ・アヌクン（Thawatchai Anukun）がDSIに拘留されていた間に死亡した。当局者は当初、タワチャイはDSI拘留監房内で自分の靴下を使って首吊り自殺したと報告したが、検視の結果、彼の死因は「鈍器で殴打されたことによる腹部出血及び肝臓破裂、並びに絞首による窒息」と判明した。

国防省（Ministry of Defense）は軍隊員に人権研修を受けるよう要求している。通常研修は、士官、非任命士官、下士官及び新兵を含め、様々なレベルで行われた。さらに、最南端諸県での反乱鎮圧作戦の支援に配属される軍隊員は、詳細な、特異的な状況における非常時対応の訓練を含め、特異的な人権研修を受けた。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

わずかな例外を除き、法律では法執行権限を行使する警察及び軍士官に対し、逮捕実行前に裁判官から令状を取得するよう要求している。逮捕令状の発行は、あらゆる令状請求を自動的に承認するという、司法機関の傾向に影響された。法律により、当局は逮捕直後に当人へ罪状を伝達し、当人が誰かに自分の逮捕を伝えることを許可しなければならない。

法律では文民法廷と軍法会議のいずれにおいても刑事被拘留者が弁護士に相談することを認めているが、弁護士や人権団体の主張によると、警察は弁護士への連絡手段を提供することなく尋問を行うことが多かった。最南端諸県では、複数の弁護士の報告によると、緊急政令の下、弁護士が拘留中の依頼人と十分に連絡を取ることを否認し、また一部の人々の報告によると、当局は家族が被拘留者を訪問することも許可しなかった。

当局は時々、外国人被拘留者、特に移民労働者や違法入国者に対し、適格な通訳者／翻訳者を利用できない状況で自白供述書に署名するよう圧力を掛けた。

(2016 年) 7 月にかけて、司法省及び司法裁判所は貧しい被拘留者のために、14,068 件の訴訟においてボランティア弁護士を公費で任命した。複数の弁護士曰く、そうしたサービスについて提示された料金は低いことが多かった。

法律では被告人に保釈請求権を与え、政府は概してこの権利を尊重した。とはいえ、一部の人権団体の報告によると、警察は拘留した容疑者に保釈請求権を伝達しない、あるいは容疑者が保釈を請求した後に保釈の勧告を拒否することが多く、特に薬物での逮捕や、最南端諸県での暴力絡みの事件がそうであった。

恣意的な逮捕：NCPO 命令第 3/2015 号の下、軍は司法審査を経ずに最長 7 日間、人々を未起訴のまま拘留する権限を有する。緊急政令の下、当局は人々を最長 30 日間、未起訴のまま拘留することができる (1.g 項参照)。複数の軍士官が NCPO 命令第 3/2015 号の権限を発動して多数の政府当局者、政治家、学術関係者、ジャーナリスト及び他の人々を未起訴のまま拘留したが、報告によると 2015 年と比べ、はるかに少なかった。軍はほとんどの人々を短期間の拘留に留めたが、中には最長 7 日間拘留された者も居た。

裁判前の拘留：通常条件下であれば、法律では警察が犯罪容疑者を逮捕後、捜査のため 48 時間拘留することを認めている。複数の弁護士の報告によると、警察が 48 時間以内に事件を法廷に持ち込むことは減多にない。法律及び規制では有罪の場合の刑罰が懲役 3 年以下の犯罪を地区裁判所の管轄下に置くと定め、地区裁判所は手続がまちまちで、また警察に対し、逮捕後 72 時間以内に事件を検察官へ送致するよう要求している。LCT によると、犯罪容疑者の裁判前拘留が 60 日間にも及ぶことは日常茶飯事であった。

起訴及び裁判に先立ち、当局は人々を最長 84 日間（最も重大な犯罪の場合）拘留することができ、ただし 7 日間毎に司法審査が必要である。正式起訴後、及び裁判全体を通じ、検察側と弁護側の準備態勢、裁判所の取扱件数、及び証拠の性質にもよるが、判決に至るまで拘留が 1 年～2 年に及ぶ可能性があり、また最高裁判所の上訴審となると最長 6 年に及ぶ場合もある。被告人が量刑を言い渡される前に拘留状態で過ごす期間が時々、申し立てられた犯罪の量刑に等しい、あるいはそれを超えることもあった。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：警察に逮捕又は拘留された人は、ほとんどの場合、48 時間以内に自分の拘留について司法審査を求める権利を与えられる。

NCPO 命令第 3/2015 号により付与される権限の下で行動する軍当局者に拘留された人は、7 日間以内に自分の拘留について司法審査を求める権利を与えられる。被拘留者は、裁判所が不法拘留（48 時間超又は 7 日超）と認めた場合、補償を求める権利を与えられる。

亡命を拒絶された者又は無国籍者の長期間に及ぶ拘留：当局は合法的地位を認められていない亡命希望者や難民を拘留した。複数の NGO の申し立てによると、拘留が長期化し、拘留条件は満足いく基準を満たしていなかった。

恩赦：矯正部の恩赦課（Pardon Section）の報告によると、（2016 年）8 月 8 日にプミボン国王の即位 70 周年とシリキット（Sirikit）王妃の 84 歳の誕生日を記念して発布された国王恩赦令（Royal Pardon Decree）では、約 30,000 名の既決囚の恩赦と、別の約 70,000 名の囚人の減刑を認めた。（2016 年）12 月 10 日にマハー・ワチラロンコン国王の即位と併せて発布された国王恩赦では、さらに約 30,000 名の既決囚の恩赦と、別の約 70,000 名の囚人の減刑を認めた。

e 公正な公判の否定

暫定憲法と 2016 年憲法はいずれも司法の独立を規定しているが、NCPO は司法機関関係者が NCPO に対して公然と否定的な意見を述べることを禁ずる命令を発布した。さらに、暫定憲法では NCPO に、「立法機関、行政機関又は司法機関に対する効果を問わず」国家安全保障上の脅威に対して国を弁護する形で介入する権限を与えている。

複数の人権団体が依然、独立的司法プロセスに対する NCPO の影響力、特に一部の民間人を軍法会議で訴追するという慣行を懸念していた。これらの団体によると、警察や軍による虐待の申し立てが関係し、注目を集めた複数の訴訟で進歩が見られなかったため、司法制度に対する一般市民の信頼が損なわれ、人権侵害被害者（又は家族）の一部が正義を追求する意欲を失ってしまった。

裁判手続

法律では推定無罪を規定している。軽犯罪の場合、1 人の裁判官が判決を下し、規制では、より重大な事件の場合、複数の裁判官を要求している。一時停止となる前の 2007 年憲法では、迅速裁判を規定していたが、多数の未処理事件を裁判所が抱えたままであった。裁判はほとんどが公開であるが、特に国家安全保障、王家、児童又は性的虐待が関係する事件の場合、裁判所は非公開裁判を命ずることができる。

通常の刑事法廷では、被告人に広範な法的権利が与えられ、例として自分で選ぶ弁護士の依頼、自分に対する罪状の迅速かつ詳細な告知、起訴時点からあらゆる上訴に至る過程での必要に応じた無償通訳の提供、裁判に出廷する権利と、弁護に備える十分な時間と便宜が与えられる。被告人は証言又は有罪の自白を強要されない権利、証人と対峙する権利、そして証人を立てる権利も有する。当局は貧しい被告人へ自動的に公費弁護士を提供したわけではなく、また当局が上記の権利を全て被告人に与えなかったという申し立ても、特に小規模又は遠隔地の州で発生していた。

2014 年の命令の中で、NCPO は君主制に対する犯罪、反乱、扇動、武器関連犯罪、及び NCPO の命令に対する違反について、訴追を文民刑事裁判所から軍法会議へ移管させた。(2016 年) 9 月 12 日、NCPO はそうした慣行を止めるよう命じ、同日以後、民間人による犯罪を軍法会議の裁判権の対象としないよう指示した。発令当時、NCPO の説明によると、約 500 件の係属中の民間人訴訟が軍法会議で続く予定とされ、(2016 年) 9 月 12 日より前に実行されたとされる犯罪に関する他の訴訟も同様であった。政府及び NGO の情報筋によると、2014 年 5 月から (2016 年) 5 月にかけて、軍法会議は少なくとも 1,811 名が関係する民間人を相手取った少なくとも 1,546 件の訴訟を開始しており、最も多かったのは第 112 条違反（不敬罪、国王、王妃、法定推定相続人、又は摂政の名誉毀損又は侮辱）、NCPO 命令の遵守不履行、そして銃器、弾薬及び爆発物を統制する法律の違反であった。

軍法会議は民間人の被告について、文民刑事裁判所の場合と同じ法的保護を提供しない。軍法会議は、暫定憲法又は 2016 年憲法により概略的に規定される、適格、公平かつ独立的な裁決機関による公正な公開聴聞を受ける権利を民間人の被告に与えない。2015 年 5 月以前は、民間人は軍法会議での訴訟を引き受ける能力と意欲のある、限られた数の弁護士の中から、私的弁護士を探さねばならなかった。2014 年 5 月から 2015 年 4 月まで、即ち戒厳令が敷かれた期間に実行されたとされる犯罪で裁判に掛けられた民間人は、上訴権がない。

文民法廷訴訟では、政府が断続的、自発的に法的支援を提供したが、報告によると、政府の支援は低水準であった。LCT の予算は過去数年間同様、約 5,000 万バーツ（140 万ドル）のまま据え置かれた。一部の NGO の報告によると、法的支援弁護士は依頼人に対し、追加報酬を直接支払うよう圧力を掛けたが、LCT の弁護士作法担当部門の説明によると、依頼人は交通費など、弁護人に対して発生する一定の費用を負担しなければならない。法律では裁判所に対し、被告が罪状に異議を唱える場合、被告人が貧しい、又は未成年者である場合、また科せられ得る処罰が 5 年超の懲役又は死刑である場合、弁護人を任命するよう要求している。無償の法的支援はほとんどが、LCT やタイ女性弁護士協会（Thai Women Lawyers' Association）など、民間団体から提供されていた。

裁判前の証拠開示手続は定められておらず、したがって弁護士や被告人は裁判前に証拠を閲覧することができない。法律では裁判所又は行政機関に上訴又は救済を求めることを認めており、政府は概してこの権利を尊重した。

複数の NGO が、十分な証人保護の欠如、特に警察の不正行為の申し立てが関係する訴訟での欠如に懸念を表明した。司法省の証人保護局（Office of Witness Protection）は限られた資源しかなく、主に調整役を果たす程度であった。ほとんどの訴訟で警察は証人保護を提供したが、他にも以下に挙げる 6 つの国家機関がこのプログラムに参加していた：国防省、麻薬規制委員会事務局（Office of the Narcotic Control Board）、特別捜査部、県行政部、少年観察保護部、及び矯正部。

警察は裁判前の犯罪容疑者に対し、メディア、被害者とその家族、及び一般市民の面前で自分が嫌疑を掛けられた犯罪の再現を強制した。メディアはこうした犯罪の再現の映像をほぼ毎日、幅広く公表及び放送した。警察は容疑者に対し、犯罪の状況と一致する一定の行為をやってみせるよう命じることが多かった。（2016）年中、警察は数千件もの再現を実施した。警察の規制では容疑者に対し、再現に先立って「自白」を要求しているが、警察はしばしば、身体的暴行を含む強制によって、こうした「自白」を得ていた。（2016 年）の最初の 8 か月間で、少なくとも 6 回の別々の機会に、再現に立ち会った人々が容疑者に身体的暴行を加えた、あるいは加えようとした。複数の人権団体が強制的な再現について、推定無罪に違反し、容疑者に対する暴力を助長するものであるとして批判した。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

NCPO は日常的に、政治的見解を表明した人々を拘留した（1.d 項参照）。（2016 年）3 月時点で、矯正部の報告によると、国内で 103 名が、君主制に対する批判を不法とする不敬罪関連法の下で拘留又は投獄した（2.a 項参照）。複数の人権団体の主張によると、不敬罪とされた数名の訴追及び有罪判決は政治的動機によるものであった。警察は学生活動家のジャトゥパト・ブーンパッタラクサ（Jatupat Boonpattaraksa）を（2016 年）12 月、新国王を紹介する BBC の記事へのリンクをフェイスブック（Facebook）上で「いいね」と評価し、シェアした中で、名誉毀損に当たる情報を掲載したとの容疑で逮捕した。（2016 年）12 月 22 日、裁判所はジャトゥパトの保釈を取り消し、彼が当局者を愚弄するためにソーシャル・メディアを使用し続けたことを理由に再逮捕した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

法律では人権侵害による損害賠償又は人権侵害の中止を求める訴えを裁判所及び行政機関

に起こすことを認めている。政府は概してこの権利を尊重したが、最南端諸県で有効な緊急政令では、政府当局者に対する行政裁判所による精査、あるいは民事訴訟又は刑事訴訟を明示的に禁じている。被害者は逆に政府機関に補償を求めることができる。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

2014 年のクーデター以前は、憲法により、いくつかの例外を除いて係る行為を禁じ、政府は概してこれらの禁止を尊重していた。クーデター後、NCPO は憲法を廃止して戒厳令を敷き、これも後に撤廃して、NCPO が賦課した暫定憲法の第 44 条の下で発布された NCPO 命令第 3/2015 号に差し替えた。これらの規定は、緊急政令と併せて、政府治安部隊に無令状捜索を行う権限を与え、治安部隊はこの権限を日常的に最南端諸県及び他の国境地帯で行使した。(2016) 年中、治安部隊がこの権限を乱用したと主張する人々から申し立てが寄せられた。

NCPO の反対派と疑われた人々の家族、例えば反 NCPO 抗議活動に関与した学生の親や、人権擁護者の家族に対し、軍士官が嫌がらせを行ったという報告が複数あった。例えば、(2016 年) 7 月、RTP は、君主制を批判する記事を公表したある外国人ジャーナリストのタイ人の妻の自宅を家宅捜索した。当局者は妻を逮捕し、6 時間に渡り尋問した後、釈放した。別の事件では、複数の人権団体の主張によると、軍当局者がある著名な反クーデター活動家の母親を不敬罪規定違反で逮捕及び起訴し、これは息子に政治活動を止めさせるために圧力を掛けることが目的であった。

治安当局は、外国人訪問者を含め、大いに議論の余地のある見解を信奉する人々を監視した。

g 国内の紛争での虐待行為

国内紛争が依然、マレー人イスラム教徒が多数派を占める最南端諸県で続いていた。反乱者とされる人々による頻繁な攻撃のほか、政府治安部隊による作戦も原因で、地元のマレー人イスラム教徒とタイ人仏教徒のコミュニティ間の緊張が依然として高い状況にあり、それに伴い、治安当局者に対する地元住民の不信感も根強かった。

南部国境地帯のヤラー県、パッターニー県、ナラーティワート県及びソクラー県(一部)で有効な緊急政令では、軍、警察及び文民当局に、一部の基本的権利を制約する多大な権限を与え、また一部の国内治安権限を軍隊に委譲している。緊急政令では治安部隊の大幅な訴追免除も規定している。さらに、2006 年に賦課された戒厳令もまだ有効で、最南端諸

県で治安部隊に多大な権限を与えている（1.d 項参照）。

殺害：ディープ・サウス・ウォッチ（Deep South Watch）という NGO によると、政府系部隊が最南端諸県で超法規的殺害を行ったという報告が（2016 年）12 月時点で 16 件あった。

ディープ・サウス・ウォッチによると、（2016 年）8 月時点で 593 件の暴力事件で 212 名が死亡、441 名が負傷し、2015 年を上回る結果となった。さらに、同 NGO の報告によると、（2016 年）8 月時点で、2004 年以降に同地域で発生した 15,968 件の暴力事件で死亡者が 6,486 名、負傷者が 11,793 名に上ったが、同 NGO は反乱者、治安部隊又は犯罪分子による暴力を区別していなかった。過去数年間同様、反乱者とされる人々が頻繁に、地区及び自治体の職員、軍人及び警察官を含む政府代表者を狙って爆弾攻撃や銃撃を行った。ディープ・サウス・ウォッチの指摘によると、最近の暴力傾向は、反乱者によるものが最も可能性が高く、企業、医療機関及び学校など民間人が再び標的にされた。報道によると、反乱者とされる複数の人々が教師 1 名と生徒 1 名を殺害したが、2015 年と比べると少なかった。反乱者は他にも多数の職業に就いている仏教徒やイスラム教徒の民間人を殺害したり負傷させたりした。

政府が支援する一部の民間防衛ボランティアが治安部隊から基礎訓練を受け、武器を支給された。複数の人権団体が引き続き、これらの防衛ボランティアや他の民間人による自警主義について懸念を表明した。

誘拐：イスラム教徒弁護士センター（Muslim Attorney Center）が、南部国境地帯の諸県での政府治安部隊による、ある強制失踪の報告を 1 件受けた。他の複数の人権団体は、広範囲に渡り政府が召喚と拘留を行う状況の中、情報収集が困難であると指摘した。

身体的虐待、刑罰及び拷問：政府は反乱者とされる人々を、少年も含め、逮捕し、場合によっては 1 か月以上、緊急政令及び戒厳令の規定の下で拘留した。（2016 年）9 月 20 日時点で、イスラム教徒弁護士センターは反乱者とされる人々から、軍による拷問を申し立てる 18 件の訴状を受け取った。異文化財団（Cross Cultural Foundation）の報告によると、最南端諸県で囚人 1 名が刑務所移送中に死亡した。複数の人権団体が容疑者の拘留は相変わらず恣意的、過剰で、不必要に長期間であると主張し、拘留施設の過密状態を批判した。

戒厳令では、最南端諸県において裁判所又は政府機関の承認がなくても最長 7 日間、未起訴拘留を認めている。この地域で有効な緊急政令では、当局が容疑者を未起訴のまま最長 30 日間拘留することを認めている。この期間の経過後、当局は通常の刑法の下で容疑者拘留を開始することができる（1.d 項参照）。戒厳令下と異なり、通常の刑法の下で拘留する

場合は裁判所の同意が必要であるが、複数の NGO の主張によると、裁判所は必ずしもこの審査権を行使しなかった。場合によっては当局が容疑者をまず 7 日間、戒厳令下で拘留した後、政令の下でさらに 30 日間拘留していた。南部国境諸県業務センターの報告によると、(2016 年) 9 月にかけて当局は緊急政令の下で発行された令状を通じて 79 名を逮捕していた。政府は最南端諸県での民間人被告の裁判に軍法会議を使用しなかった。

児童兵士：規制では 18 歳未満の児童を国防義勇軍 (Territorial Defense Volunteers) の隊員として正式に徴用することを禁じており、志願者は概して 21 歳以上になってから入隊していた。異文化財団の指摘によると、一部で 18 歳未満の児童が村の防衛検問所で父親又は近親者と一緒に働く姿が見受けられた。近年でも 2015 年に、複数の反乱者集団が 18 歳未満の児童を徴用し、放火をさせたり、偵察要員として使用しているという報告が複数あった。

以下の URL で公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

他の紛争関連の虐待：民間人に対する暴力の減少が数年間続いた後、複数の人権団体の指摘によると、民間人に影響を及ぼす反乱活動が増加している。(2016 年) 3 月 13 日、約 50 名の男性から成る、当局の判断では反乱者とされる集団が、ナラーティワート県内のある病院の建物を奪取し、病院の隣に在る政府系民兵組織基地と銃撃戦になった。政府側レンジャー部隊の 7 名が攻撃で負傷し、報告によると患者や病院職員に被害者は居なかったが、施設が広範囲に及ぶ損害を受けた。(2016 年) 8 月 11 日から 12 日にかけて、最南端諸県の範囲外で複数の観光地を狙った一連の組織的な爆弾攻撃と放火攻撃が発生し、4 名が死亡、少なくとも 20 名が負傷した。(2016 年) 8 月 23 日、パッターニー県のある病院の外で、盗まれた救急車 1 台の車内に仕掛けられた爆弾が爆発し、1 名が死亡、29 名が負傷し、被害者のほとんどが民間人であった。

保健省の報告によると、(2016 年) 時点で公共保健施設に対する攻撃は 1 件のみであったが、死亡者も負傷者も出なかった。教育省 (Ministry of Education) によると、(2016 年) 8 月時点で学生、教員又は他の教育関係者の死亡例はなかったが、報道によると、複数の反乱者が (2016 年) 9 月時点で教員 1 名と学生 1 名を殺害していた。政府は頻繁に、タイ人仏教徒とマレー人イスラム教徒双方の文民防衛ボランティアを武装させ、学校や寺院を要塞化し、軍隊に僧侶や教員を護衛させた。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

2014 年のクーデター後に発令された、言論及び報道の自由を制約する広範な NCPO の命令が、(2016) 年末時点でまだ有効であった。当局者はこれらの命令を発動して報道機関の業務を一時停止させ、インターネットサイトへのアクセスをブロックし、報道関係者を尋問や「態度矯正」のために当局へ召喚した。当局者による言論の制約や検閲に加え、NCPO による措置は一般市民やメディアによる自己検閲が顕著となる結果をもたらした。NCPO は有力政治家やアナリストなどの人々がメディアの取材に応じたり意見を述べることを禁じ、また国内で NCPO に脅威をもたらす、あるいは「対立を生み出す」情報の流布を禁じ、とりわけ (2016 年) 8 月 7 日に行われた、憲法案を巡る国民投票の前が顕著であった。

言論及び表現の自由 : NCPO は様々な規制や刑法規定を使って、自由な言論と表現に対する制限を強制した。(2016 年) 8 月 7 日の憲法案を巡る国民投票に先立って制定された国民投票法 (Referendum Law) では国民投票に関連する運動を刑事罰の対象とし、NCPO は同法を使用してほぼ排他的に、憲章草案に反対する政治的表明を抑圧した (第 3 節参照)。憲章を支持する発言は、NCPO の上級当局者によるコメントを含め、許容された。

NCPO は、政治的言論を制約するため、犯罪扇動関連法も発動した。(2016 年) 4 月、軍は政治活動家 8 名を、「We Love General Prayut」(プラユット将軍愛してる) と称する風刺的なフェイスブックページに情報を投稿したことを理由に、扇動罪で起訴した。

刑法第 112 条、いわゆる不敬罪法では国王、王妃、王室法定推定相続人、又は摂政に対する批判、侮辱又は脅迫を犯罪とし、個々の違反について 15 年以下の懲役に処すると規定している。政府はますます、この法律を使用して、君主制又は王家の人々を何らかの形で批判した者を訴追するようになり、特に (2016 年) 10 月 13 日のプミポン国王の死去後と、(2016 年) 12 月 10 日のマハー・ワチラロンコン国王即位後が顕著であった。同法では国民が互いを不敬罪で告訴することを認めており、国民が実際にそれを実行した例が多々あった。政府は通常、不敬罪裁判を非公開で行い、違反容疑の内容の公開を禁じた。また政府は頻繁に不敬罪事件を軍法会議で審理し、これは民間人被告に与えられる権利と保護が少ないという背景があるが、(2016 年) 9 月 12 日の命令により、その日以後に実行された第 112 条違反を軍法会議で審理するという慣行は打ち切られた (1.e 項参照)。国内外の人権団体及び学術関係者が、不敬罪法が表現の自由に及ぼす萎縮効果について懸念を表明した。

公式統計は機関によって差があったが、2014 年のクーデター後、新たな不敬罪事件が激増した。「法改正に関するインターネット対話」(Internet Dialogue on Law Reform) という地元 NGO によると、2014 年のクーデター以降に提起された新不敬罪訴訟は (2016 年) 9 月時点

で 68 件であったが、警察当局者は（2016 年）10 月 13 日のプミボン国王死去後に数十件の追加捜査が発生したことを認めた。これらの訴訟の一部では被告が 2014 年のクーデターより前に、嫌疑を掛けられた違反を犯していたが、当局はクーデター後にやっと起訴した。矯正部によると、政府は（2016 年）3 月 31 日時点で不敬罪法の下で 103 名を拘留していた（さらなる事業利益を得るために王室称号を悪用したことを理由に第 112 条の下で汚職関連違反容疑により有罪判決を受けた多数の人々を含む）。

（2016 年）3 月 4 日、軍検察官はタナコーン・シリパイブーン（Thanakorn Siripaiboon）を、国王に対する批判と見なされたフェイスブックの投稿を「いいね」と評し、国王の飼犬についてフェイスブックで風刺的に投稿したことを理由に、不敬罪で起訴した。

政府はメディアの出版物を検閲又は禁止する目的でも不敬罪法を発動した。（2016 年）4 月 8 日、当局者はマリー・クレール（Marie Claire）誌のフランス語版について、政府の公式発表によると同誌が王家に関する記事を公表した後、流通を禁止した。

報道の自由：2016 年憲法では、新聞及び他のマスメディアの所有者はタイ国民でなければならないと規定している。政府機関がほとんどのラジオ局やテレビ放送局を所有及び支配しており、公式登録されている 524 の AM 及び FM のラジオ局が含まれる。軍隊及び警察も別に 244 のラジオ局を所有し、表面上の目的は国家安全保障である。他の全国放送メディア所有者の例として、政府の広報部（Public Relations Department）や、元国営企業で、政府が過半数の持分を維持しているタイ・マスコミ組織公社（Mass Communication Organization of Thailand Public Company Limited）が挙げられる。政府機関はほぼ全ての放送局を民間企業に賃貸し、これらの企業が商業的内容を局に提供していた。

法律ではラジオとテレビの周波数規制と、3 種類の放送免許（公共サービス、コミュニティサービス、及び商業）を規定している。国家放送・電気通信委員会（NBTC：National Broadcasting and Telecommunications Commission）が放送周波数を割り当て、放送メディアを規制する。ラジオ局は 7 年おきに免許を更新しなければならない。法律では放送局に対し、政府が制作する 30 分間のニュース番組を 1 日 2 回放送することと、NBTC への登録を要求している、全国で数千もの小規模コミュニティラジオ局が別個の免許制度の下で活動しており、この免許制度では免許を毎年更新する必要がある。

暴力と嫌がらせ：政府高官が日常的に、メディアを批判する発言を行っていた。メディア運営者も嫌がらせや監視の不満を訴えた。

（2016 年）3 月 14 日、タイ外国人特派員クラブ（FCCT：Foreign Correspondents' Club of Thailand）

で開催された映画上映会を私服の軍人が観察及び記録し、同クラブの会長、ジョナサン・ヘッド (Jonathan Head) は政府に対し、これは定期的に行われる慣例であると訴えた。FCCT の申し立てへの対応として、NCPO 広報官は、観察は合法であり、クラブの活動が如何なる政治運動の要素でもないことを確認するために行われたのだと述べた。

(2016 年) 7 月 26 日、元国会議員で市長のプレムサク・ピヤユラ (Premsak Piyayura) は、申し立てによると、他のジャーナリストも居る場で、議論を呼んだフェイスブックでの投稿に関して彼に質問したある新聞記者のズボンを引きずり下ろすよう部下に命じた。この事件は、ジャーナリストに対する政府当局者の敬意の欠如と虐待の見本として、メディアから幅広い批判を集めた。プラユット首相は後に、暫定憲法第 44 条の下で付与される権限を行使して、正式な捜査が始まるまで市長を無給停職処分とした。

検閲又は内容の制限: NCPO は、NCPO に対して批判的又は脅威的と見なした内容を制約し、メディアは幅広く自己検閲を実践した。軍当局に対する如何なる批判も禁じ、印刷メディア、テレビ、ラジオ、ケーブル及び他のオンラインメディア運営者に軍の行動を批判する情報、あるいは NCPO の信用失墜を狙いとする悪意のある誤った情報で一般市民に誤解を生じさせると考えられる批判を公表又は放送しないよう支持するという趣旨の NCPO 命令は、依然有効であった。当局は、国際報道を含め、あらゆるメディアソースからの報道内容を監視した。

多数のメディア関係者が、裁判所の命令がなくても政府当局者が報道の自由を制限したり報道機関の業務を一時停止させることを許可する NCPO 命令について、懸念を表明した。

(2016 年) 5 月 3 日、即ち世界報道自由デーに、タイ・ジャーナリスト協会 (Thai Journalists' Association) とタイ放送ジャーナリスト協会 (Thai Broadcast Journalists' Association) は、NCPO 命令第 97/2557 号、第 103/2557 号及び第 3/2558 号を含む、報道の自由を制限又は侵害する法律を全て廃止するよう NCPO に求める、共同声明を発表した。

国際メディアは比較的自由に活動していた一方、(2016 年) 2 月、外務省 (Ministry of Foreign Affairs) は、ジャーナリスト及びメディア特派員への査証発給に関する改正ガイドラインを発布した。外国人ジャーナリストは、この新ガイドラインが報道内容に基づいて報道関係者の査証を否認する裁量権を提供することになるのではないかと危惧した。FCCT によると、当局は 2014 年のクーデター以降、少なくとも 5 名のジャーナリストへの査証発給を拒否した。

(2016 年) 9 月 13 日、複数のメディア団体が国家改革運営議会 (National Reform Steering Assembly) へ、メディア実務者の行為を規制するための国家メディア専門家評議会 (National

Media Professional Council) と称する規制機関を創設する旨の政府からの提案を見直すよう、請願した。

緊急政令は、紛争が続く最南端諸県で依然有効であるが、「人民をパニックに陥れるおそれのある、又は情報を歪曲する意図を伴う報道及び情報の公表及び配信を禁ずる」権限を政府に与えている。また、国家安全保障にとって脅威であると見なされた報道を政府が検閲することも認めている。

名誉毀損法：名誉毀損は刑事犯罪であり、2000,000 バーツ（5,600 ドル）以下の罰金及び 2 年以下の懲役に処せられ得る。軍や実業界の有力者が政治活動家、環境活動家、ジャーナリスト及び政治家を相手取って、刑事名誉毀損訴訟を提起した。

人権擁護者を相手取って注目を集めた刑事名誉毀損訴訟が複数あった。(2016 年) 5 月、軍の第 4 国内治安作戦指令地域に所属する当局者が、最南端諸県における治安部隊による拷問疑惑事件を文書化したある報告書の主要起草者のうち 3 名を相手取って、刑事名誉毀損及びコンピューター犯罪での訴訟を提起した。国内外の多数の人権団体が、ポーンペン・コーンカコンキエット (Pornpen Khongkachonkiet)、アンチャナ・ヒームミナ (Anchana Heemmina)、及びソムチャイ・ホームラオール (Somchai Homlaor) に対する起訴を非難し、これらの起訴は国内におけるあらゆる人権のモニタリング及び報告に深刻な脅威をもたらすものであると主張した。

(2016 年) 7 月、ナラーティワート県の警察は、2011 年に同僚兵士に殺害されたある徴集兵の姪であるナリトサラワン・ケウノブパラト (Naritsarawan Kaewnopparat) を、叔父を死なせた兵士の訴追を要求する形で行った発言について、刑事名誉毀損及びコンピューター犯罪の容疑で起訴した。軍が以前行った内部調査では、ある下士官と他の複数の徴集兵がナリトサラワンの叔父を拷問して死なせてしまったと認定したが、誰も刑事告訴されなかった。

別の事件で、刑事裁判所は (2016 年) 9 月 20 日、英国籍のアンディ・ホール (Andy Hall) について、彼がナチュラル・フルーツ (Natural Fruit) という地元食品会社をプラチュワップキーリーカン (Prachuap Khiri Khan) 県内の同社工場での人権侵害と労働者権利侵害で告発する記事を 2013 年に寄稿したフィンウォッチ (Finnwatch) の報告書を根拠に、刑事名誉毀損とコンピューター犯罪で有罪と認定した。同報告書の主張によると、ナチュラル・フルーツ社は法定最低基準に満たない賃金しか支給せず、労働者を危険な労働条件で働かせ、勤務時間も過剰であった。Natural Fruit 社はその後、2014 年にホールを刑事名誉毀損で訴えた。裁判所はホールに懲役 3 年と罰金を言い渡したが、懲役については執行猶予付きとし

た。

国家安全保障：暫定憲法の第 44 条は、後に 2016 年憲法によって拡大され、国家安全保障に対する脅威と見なされた資料の配付を制約する権利を当局に与えている。複数のメディア団体がこの包括的権限について、国家安全保障に対する脅威に相当する要素の明確な判断基準を欠いていると訴え、警戒感を表明した。

(2016 年) 8 月 29 日、NBTC はヴォイス TV (Voice TV) のウェイクアップ・ニュース (Wake Up News) という番組について、NCPO 命令に違反すると見なされた政治解説の放送を理由に、1 週間放送停止処分とした。放送停止の発表後、ヴォイス TV の幹部は、さらなる処罰を避けるため、自主的に「政治解説を減らし、トーンダウンする」意向であると述べた。

インターネットの自由

政府は相変わらず、インターネットへのアクセスを制約又は妨害し、オンラインコンテンツを検閲した。政府が適切な法的権限なしに私的なオンライン通信を監視しているという報告が複数あった。

法律では一部の犯罪捜査におけるコンピューター及びコンピューターデータの搜索及び押収の手続を定め、そして情報担当省庁に、コンピューター経由で流布された情報の削除を要請及び強制する権限を付与している。政府は、曖昧な定義に基づき、治安を損ねる、一般市民をパニックに陥れる、あるいは他人に危害をもたらすと認められた虚偽の内容をインターネット上に投稿した者について、5 年以下の懲役及び 100,000 バーツ (2,800 ドル) 以下の罰金を科すことができる。当局は、違反が結果的にある人が死亡する事態を招いた場合について、20 年以下の懲役及び 300,000 バーツ (8,400 ドル) 以下の罰金を科すことができる。また法律ではインターネットサービスプロバイダーに対し、当局が利用者記録へのアクセスを希望する場合に備え、全ての利用者記録を 90 日間保存しておくことも義務付けている。サービスプロバイダーは、違法な内容の公表に同意する場合、又は意図的に支持する場合も、処罰対象となり得る。訴追はほとんど、内容関連の違反によるものであった。法律により、当局はウェブサイトを禁止する際は裁判所の命令を取得しなければならないが、当局者は必ずしもこの要件を尊重しなかった。複数のメディア活動家がこの法律を批判し、違反の定義が過剰に広義であり、一部の罰則が過剰に苛酷であると述べた。

個人も団体も概してインターネット経由での平和的な見解表明に参加していたが、不敬罪、ポルノ、賭博、及び NCPO 批判の禁止を含め、内容に対する制約が多々あった。

政府は君主制に批判的な数千ものウェブサイトを綿密に監視し、ブロックした。ジャーナリスト、政治活動家及び他のインターネット利用者を、オンライン投稿内容を理由に刑事名誉毀損で訴追することが奏功した結果、自己検閲の環境がさらに助長された。多数の政治的オンライン掲示板やディスカッションフォーラムがブロック避けるべく、ディスカッションを綿密に観察していた。複数の新聞が、不敬罪又は名誉毀損で起訴され可能性を最小限に抑えるべく、一般市民からのコメント欄へのアクセスを無効化又は制約した。当局は外国のインターネットコンテンツやサービスプロバイダーに対しても、不敬罪に当たる内容の削除又は局所的検閲を働き掛けた。人権情報筋の報告によると、警察が時々、拘留中の政治活動家に当人のソーシャルメディアアカウントのパスワードを教えろと要求することがあった。

(2016 年) 10 月 13 日にプミポン国王が死去した後、NBTC 及び他の政府機関が日常的に、君主制関連のオンラインコンテンツや放送内容をブロックするようになった。NBTC は国民に対し、不敬罪法に違反すると見られるオンラインコンテンツを見つけたら特定し、報告することを奨励する指示も出した。

RTP の技術犯罪抑制部 (Technical Crime Suppression Division) は (2016 年) 1 月から 9 月にかけて 3,638 件の申し立てを受けたと報告したが、これと比較して同部は 2014 年 1 月から 8 月にかけて 2,083 件のコンピューター関連の申し立てがあり、65 件が刑事訴訟に至ったと報告していた。ほとんどの訴訟で名誉毀損、不敬罪、及び他の違法活動、例えば賭博やポルノなどの容疑が関係した。

インターネットアクセスは都市部で幅広く利用可能で、市民は市街地や学校に設けられた 300,000 箇所のホットスポットでの限定的無料 Wi-Fi アクセスを提供する政府のプログラムを通じた利用を含め、インターネットを利用していた。政府は国中の農村部にまでインターネットアクセスを拡大するイニシアティブも実施した。複数の国際的監視グループの推定によると、(2016) 年中、2,900 万人 (人口の 43 パーセント) の国民がインターネットにアクセスできる状況であった。

(2016 年) 12 月、NCPO が任命した国家立法議会 (NLA : National Legislative Assembly) は 2007 年コンピューター犯罪法 (Computer Crimes Act) について、オンラインコンテンツを統制及び把握する政府の権限を大幅に拡大し、また虚偽の情報又は歪曲された情報をインターネット上に投稿した個人及びインターネットサービスプロバイダーに対する刑事罰を強化する形での改正を満場一致で可決した。

学問の自由と文化的行事

NCPO は大学キャンパスでの学術的議論に介入して混乱させ、学者を威嚇し、クーデターに批判的な学生リーダーを逮捕した。大学も自己検閲を実践した。

憲法草案に関する（2016 年）8 月 7 日の国民投票の準備段階で、少なくとも 3 つの大学、即ちコーンケン（Khon Kaen）大学、マヒドル（Mahidol）大学及びウボンラーチャターニー（Ubon Ratchatani）大学が、憲章に関するキャンパスでの公開議論を禁止した。大学の方針に関係なく、コーンケン大学の学生は憲章草案に関するキャンパスでの公開議論を主催した。報告によると、大学当局者が公開議論を阻止すべく、イベント開催予定の建物の水道と電気を遮断し、椅子を全て撤去した。イベントの後、大学職員は参加した学生を不法侵入で告発する訴状を警察に届け出た。

報告によると、選挙管理委員会（Election Commission）当局者がマヒドル大学当局者宛に、憲章草案に関して著名な大学学部生が批判的な意見を述べたという書簡を送付した。ウボンラーチャターニー大学では、政治学部の学部長が大学当局者と県当局者の双方から圧力を受け、憲法草案に関する公開セミナーをキャンセルした。

（2016 年）4 月、軍当局者は、様々な現代的争点に関する討論会を日常的に主催しているチェンマイ（Chiang Mai）のブック・リパブリック（Book Republic）という独立系書店主催の、憲法草案に関する討論会の予定を強制的にキャンセルさせた。（2016 年）10 月 5 にイット、移民局当局者が香港の民主活動家、ジョシュア・ウォン（Joshua Wong）を拘留し、強制送還したが、彼は 1976 年 10 月 6 日にタンマサート（Thammasat）大学で学生活動家が大虐殺された事件を追悼するチュラロンコーン（Chulalongkorn）大学での学術討論会に参加するため、バンコクに来ていた。

大学当局の報告によると、軍人が普通にキャンパスに駐在し、講義を監視し、学生行事に参加していた。特に（2016 年）8 月 7 日の国民投票の前、言論と表現の自由の行使を理由に当局が学生を逮捕したという報告が多数あった。

軍事政権は中学校と小学校の教科書を改訂するプロセスを継続し、愛国的テーマに関する指導を強化した。軍事政権は、「タイ人らしさ」についてプラユット将軍が提唱する 12 の中核的価値を重視する市民教育カリキュラムも継続した。

政府当局は依然、映画や演劇の内容に敏感であった。政府の敏感さを認めつつ、2016 年のタイ国際映画祭（Thailand International Film Festival）では、国のマイナスイメージを示す可能性が危惧された映画 4 本が上映予定作品から外された。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

2016 年憲法では平和的集会の自由を認めているが、「公共の利益、平和と秩序、又は善良な道徳を保護するため、あるいは他の人々の権利と自由を保護するため」に制定される制約が前提である。

暫定憲法第 44 条の下で付与される権限を発動して、クーデター指導者は 5 名以上の政治集会を禁じ、何らかの政治集会を支持した者を処罰した。複数の人権団体の主張によると、この禁止は市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）の下で国が負う義務に違反している。2015 年の公共集会法（Public Assembly Act）では集会の自由に対する制約を成文化し、また様々な規定の中でもとりわけ、抗議活動を行う者は遅くとも 24 時間前までに警察から集会許可を得ることを要求している。さらに、同法では首相府、議会、王宮及び裁判所から 500 フィート圏内でのデモを一切禁じている。最南端諸県で有効な緊急政令も、集会の自由を制限する権限を規定している。

警察は政府の命令に違反して集会を行った市民を逮捕した。ある政府監視団体によると、（2016 年）8 月 7 日の国民投票に先立ち、当局者は全国で 150 名余りを、5 名以上の政治集会禁止違反で逮捕し、起訴した。NCPO はクーデター又は NCPO を批判する政治集会の禁止を執行した一方、当局は一部のクーデター支持派及び軍支持派によるデモを許可した。（2016 年）8 月、警察は（2016 年）8 月 7 日の憲法案を巡る国民投票を監督する監視センターを設置した後、政治集会禁止違反容疑で男性 19 名を逮捕した。（2016 年）12 月 16 日、検事総長は 19 名全員を政府による禁止令違反で起訴し、裁判所は起訴を受理した。（2016 年）9 月 21 日、パッターニー県で複数の地元行政官が、約 500 名が国際平和デー（International Peace Day）を祝うために集まったところに介入し、集会を阻止した。

スラートターニー（Surat Thani）県、プーケット（Phuket）県及びパンガー（Phang Nga）県は独自の規制を定め、移民労働者、特にカンボジア、ミャンマー及びラオスから来た労働者の集会を禁じている一方、サムットサーコーン（Samut Sakhon）県は移民の 6 名以上の集会を禁じている。当局はこれらの規定を厳格に執行したわけではなく、特に私有地での集会には干渉しなかった。雇用主及び NGO は、移民労働者が文化的集会を開催したい場合、当局に許可を要請することができる。

結社の自由

暫定憲法では結社の自由を明示的に規定していなかった。2016 年憲法では自由な結社の権利を個人に与えているが、「公共の利益、平和と秩序、又は善良な道徳を保護するため」に制定される法律による制約が前提である。

法律では、合法的に解散させられた政党と同じ名称又はロゴを有する政党の登録を禁じている。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

暫定憲法及び 2016 年憲法では国内移動、海外渡航、国外移住及び帰還の自由を規定している。政府は概してこれらの権利を尊重したが、「国の安全保障、公共の平和と秩序又は公共の福祉、都市計画及び国土計画、又は若者の福祉の維持」を目的とする例外を設けている。

2014 年のクーデター後、NCPO は約 155 名について国外への渡航を禁ずる命令を発布した。(2016 年) 5 月、NCPO はこれらのうち 130 名について渡航禁止を撤回し、これらの人々は本質的に、別段に刑事告訴に直面していたわけではなく、司法機関による渡航制限の対象でもなかった。渡航禁止の撤回に先立ち、NCPO は (2016 年) 3 月、ジャーナリストのプラヴィット・ロジャナブルク (Pravit Rojanaphruk) が世界報道自由デー (World Press Freedom Day) の行事に参加するために請求したフィンランドへの渡航許可を拒否していた。

当初は NCPO の命令による渡航制限の対象であった人々に加え、タイ人権弁護士センター (TLHR : Thai Lawyers for Human Rights Center) の推定によると、さらに 300 名が、2014 年のクーデター後に NCPO へ出頭するよう召喚された際、釈放条件として NCPO の承認なく国外渡航しないことに同意する旨の合意文書に署名していた。TLHR よると、NCPO はこれらの合意文書に盛り込まれた制約をまだ取り消していない。

政府は通常、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国際移民機関 (International Organization for Migration)、赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) 及び他の人道支援機関と協力して、国内避難民、難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保

護と支援を提供したが、多少の制約を伴った。一部の集団を保護するための UNHCR との協力は依然として不均等であったため、UNHCR はあらゆる国籍の人々に保護を提供する能力を制限された。

移民、難民及び無国籍者の虐待：報道、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、及び他の情報筋の申し立てによると、政府当局者は南部の島嶼及び他の場所でロヒンギャ（Rohingya）族を拘留した密入国斡旋者や人身売買者から賄賂を受け取り、共謀していた。2015 年に当局は、2015 年 5 月のベンガル湾及びアンダマン海での危機における集団移動の際にボートで非正規にタイへ到着した約 870 名のロヒンギャ族及びバングラデシュ人を、IDC や避難所に拘束していた。（2016 年）12 月時点で、うち 330 名（ほとんどがロヒンギャ族）がまだ拘留中であった。

当局は依然、ミャンマーからの難民及び亡命希望者のうち、指定された国境キャンプ外の居住者を、ボートで到着したロヒンギャ族を含め、不法移民として扱った。多分野編成のチームが面談を実施し、ロヒンギャ族の到着者の一部を人身売買被害者として特定し、当局者がその後、これらの人々を避難所へ移送して、社会開発・人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security）の保護下に置いた。不法移民として分類された人々は法律上、逮捕及び拘留の対象となる。政府はドナー及び国際機関のパートナーと協力して、IDC や避難所に居るロヒンギャ族に保護と支援を提供した。ロヒンギャ語の通訳が IDC や避難所に居ないことが、依然として懸念であった。2013 年に回復したものの、当局は、拘留された難民及び亡命希望者の保釈を許可するという、元々は 2011 年に開始された慣行の実施に一貫性を欠いた。

複数の国際人道支援機関が、IDC における混雑状況、運動する機会の欠如、及び移動の自由の制限に関する懸念を指摘した。ロヒンギャ族を拘留している一部の IDC では効率的な医療委託機構がなく、また被拘留者が逃亡する可能性を危惧して運動を許可しなかった。

当局は一部の女性及び児童について、同伴者のいない、当局者が人身売買被害者と認定した未成年者を含め、社会開発・人間安全保障省が運営する避難所に滞在することを許可した。これらの避難所に収容された人々の報告によると、施設の運営及び避難所住民への十分な心理社会的サービスの提供というニーズを満たすための人材が不足していた。

国内移動：政府は、山岳部族及び他の少数派集団の人々のうち、国民ではないが政府発行の身分証明書所持者の自由な国内移動を制約した。当局は係る身分証明書所持者が地元地区外へ地区事務所の事前許可なく移動すること、あるいは地元県外へ県知事の許可なく移動することを禁じた。違反者は罰金又は 45 日以上 60 日以下の収監に処せられる場合があ

る。身分証明書を持たない者は一切移動を許可されない。複数の人権団体の報告によると、警察は内陸部の検問所で無国籍者がある地区から別の地区へ移動することを許可する見返りに賄賂を要求することが多かった。

海外渡航：地方当局は、国民でない他の長期居住者（数千名のシャン（Shan）族及び他の非山岳部族少数民族を含む）にも、国外渡航の際は許可を求めるよう要求した。第三国定住を承認されているが、9箇所の難民キャンプ外での居住を理由に政府から難民として認定されていない、少数のミャンマー人難民が、数年間に渡り出国許可を待っていた。

難民の保護

難民及び亡命希望者に対する政府の扱いは、依然として一貫性を欠いていた。とは言え、当局はかなりの数の難民と亡命希望者を受け入れ、概して排除又は送還の目に遭わないよい保護し、また近隣諸国での戦闘又は他の暴力事件から逃れてきた人々には越境を許可し、紛争が終結するまで残留させた。さらに、当局は UNHCR から認定された非ミャンマー人難民と、公式難民キャンプに居住する登録済みミャンマー人難民について、第三国での再定住を許可した。

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定していない。ミャンマーからの亡命希望者及び難民のうち、公式難民キャンプ外に居住する者は、法律により、不法移民と見なされ、またタイに所在する非ミャンマー人亡命希望者及び難民も全て、有効な旅券と査証を所持していなければ同じく不法移民と見なされる。これらの人々は逮捕されるとバンコク及び他県の IDC に無期限拘留されることになる。

UNHCR は依然、公式キャンプ外に所在するラオスのモン（Hmong）族、ウイグル（Uighur）族及びミャンマー人のほか、全ての北朝鮮人にも、保護を提供する能力に限りがあった。バンコク及びスワンナプーム（Suvarnabhumi）国際空港にある主要 IDC で UNHCR が亡命希望者と面会し、状況の聞き取り調査や新規到着者のモニタリングを行う状況は、（2016）年中絶えず変動した。UNHCR は、沿岸部のラノー（Ranong）県や南部のソクラー県など、当局がロヒンギャ族を拘留している県営 IDC を訪問し、難民地位判定を実施することができた。当局は再定住先の国々が IDC で処理活動を実施することを許可し、人道支援機関は医療、栄養補助及び他の人道支援を提供することができた。

政府は UNHCR がミャンマーとの国境沿いに設けられた 9 箇所のキャンプで暮らす約 103,000 名のミャンマー人難民の保護状態を観察することを許可したが、キャンプ内で UNHCR が何らかの支援の役割を果たすことは禁じた。国際コミュニティが出資する複数の

NGO がキャンプで医療、食料、教育、避難所、水、衛生、職業訓練及び他のサービスを含む基本的な人道支援を提供した。UNHCR はキャンプで暮らす登録済み難民に身分証明書を発行した。

政府は（2016 年）12 月時点で 3,479 名のミャンマー人難民のキャンプからの再定住を推進した。国境沿いの 9 箇所のキャンプに居住する難民でも、政府に未登録の難民は、第三国に再定住する資格がなかった。

2005 年に県別承認委員会（Provincial Admissions Board）が廃止されて以来、推定 60,000 名のミャンマー人が未登録の状態であった。2012 年に政府は、県別迅速承認委員会（FTPAB : Fast Track Provincial Admission Board）を通じて家族再統合基準（親子関係又は配偶者関係）の下で難民事例に限り検討するための、限定的な承認選別を再開した。（2016 年）12 月時点で当局は、3,246 件（8,208 名）の難民事例を受理した（4,467 名の FTPAB 登録者を含む）。

ルフルマン：政府は、難民が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団への所属、又は政治的意見を理由に生命又は自由を脅かされる事態に直面すると予想される国々へ排除又は送還されないよう、保護を提供した。キャンプ外では政府当局者は亡命を希望するミャンマー人と他の不法滞在ミャンマー人を区別せず、全て不法移民と見なした。当局は概して、キャンプ外で逮捕された人々を国境へ移送し、本国送還した。当局は概して、UNHCR から亡命希望者又は難民の地位を認められた関心対象者を本国送還しなかったが、2015 年に当局は UNHCR が難民地位を既に認定していた中国人活動家 2 名を本国送還し、また 109 名のウイグル人から成る脆弱移民集団を中国へ強制送還した。（2016 年）12 月時点で、約 60 名のウイグル人がタイで拘留されたままであった。

バンコクの移民警察は、女性や児童を含む亡命希望者及び難民を逮捕し、拘留した。被拘留者数は、出入国管理局による強制捜査や被拘留者の保釈状況次第で 250 名～450 名の範囲で変動した。政府当局者の推定によると、バンコクの IDC は週当たり 200～300 名の不法移民被拘留者を本国送還していた。当局は典型的にミャンマー人、カンボジア人及びラオス人を 5 日前後拘留した後、本国送還した。対照的に、当局はしばしば、被拘留者が自国の大使館から支援を受けられない場合、又は第三国再定住を求めた場合、又は出身国への帰還を拒否した場合、又は帰国する旅費がない場合、1 年以上に渡り拘留することが多かった。

移動の自由：ミャンマーとの国境地帯に設けられた 9 箇所の難民キャンプ外に居住する難民は移動の自由がなく、当局はこれらの難民をキャンプに拘束した。過去数年間、当局はこの政策を執行せず、多数の難民が地元経済で仕事を見つけるために短期間、キャンプを離れることが多かった。2014 年のクーデター後、キャンプ指令官はキャンプ住民に対する

制約を執行し始め、キャンプ外での自由な移動が一層困難になった。公式キャンプ外で逮捕された難民は嫌がらせ、罰金、拘留、登録抹消、及び本国送還の対象となる。

難民及び亡命希望者は正式な国籍確認プロセスに参加する資格がないが、このプロセスは国籍と旅券を確認済みの移民労働者が国内全域を移動することを可能にするものである。当局は労働許可証しか持たない移民労働者が公式許可をまず取得しない限り、勤務地の県外へ移動することを制約した。

雇用：法律では国内での難民の労働を禁じている。政府は近隣のミャンマー、カンボジア及びラオスからの不法移民労働者について、当局に登録し、所定の身分登録手続に従う場合、特定の経済部門で合法的に働くことを許可した（7.d 項参照）。（2016 年）3 月、政府は人身売買被害者が係争中の裁判事件に協力する場合、更新可能な 1 年間の滞在許可及び労働許可を与えられると発表した。が、（2016）年末時点でこのプログラムはまだ実施されていなかった。

基本的サービスの利用：ミャンマーとの国境地帯に設けられた 9 箇所のキャンプに居住する難民へ、国際コミュニティが基本的サービスを提供した。ニーズが一次医療の範囲を超える場合、複雑な医療照会制度により、難民が必要な医療サービスを求める能力が阻害されていたが、サービス提供者間での連携によって状況が改善した。バンコクで暮らす都市部の難民や亡命希望者の場合、基本的保健サービスの利用は最小限であった。2014 年以降、2 つの NGO が一次医療サービスや精神衛生サービスを提供している。最も急を要する医療事例の地元病院への照会を、UNHCR が調整した。

キャンプ内で暮らすミャンマー人難民児童は概して政府の教育制度を利用することができなかったため、複数の NGO が通学機会を提供し、一部はカリキュラムを教育省に相談して調整することもできた。バンコクではいくつかの難民コミュニティが独自の学校を創設して自分達の子どもに教育を提供していた。他の人々は UNHCR から支援を受けながらタイ語を学ぶことを希望し、これは法律により、公立学校はある程度の習熟度でタイ語の会話と読み書きができる児童を、法的地位を問わず受け入れなければならないと規定されているからである。

一時的保護：政府は引き続き、2015 年のベンガル湾及びアンダマン海での海上移民危機の際に到着したロヒンギャ族及びバングラデシュ出身の移民へ、一時的保護の地位を付与した。

無国籍者

政府は引き続き、無国籍者を特定し、無国籍状態を解消するための書類を提供し、長期居住者となるための市民権獲得の道筋を開いた。政府によると、推定 487,000 名が、主に北部地域に居住しており、無国籍状態であるか、又は無国籍になるおそれがあった。複数の NGO の報告によると、無国籍者はほとんどが、特に山岳部族が多いが、市民権を得る資格があると考えられた（第 6 節参照）。他はミャンマー国籍の証拠がないミャンマーからの移民、市民当局に登録済みの少数民族、以前は不法滞在状態であった少数民族、及び国境キャンプに居住する国内避難民であった。政府は無国籍者を激減させる計画を発表し、当面は約 60,000 名の児童の市民権申請に焦点を当てていた。

国内で出生しても自動的に市民権が与えられるわけではない。法律では市民権の基礎を、少なくとも片方の親がタイ国民であること、男性のタイ国民との婚姻、又は帰化に置いている。内閣から承認を得て、又は国籍法に従って、内務省が施行する政府指定の特別基準によって市民権を得ることも可能である（第 6 節参照）。(2016) 年中に法律が改正された結果、タイ人の無国籍者及びその子どもは、「住む場所を失ったタイ人」の付加的定義に該当すれば、「出生によるタイ国籍」の地位を申請できるようになったが、複雑な法規と、かなり曖昧な領域の存在を背景に、実施が遅く、一貫性がないという報告が複数あった。

法律では国内で出生した新生児は全て、親の法的地位を問わず公式出生証明書を受け取ると規定している。子どもの出生証明書を取得しなかった親が多く、その背景には手続の複雑さ、遠隔地から地区事務所へ出向く必要性、そして書類の重要性に対する認識不足があった。

法律により、山岳部族は投票できない、又は土地を所有することができず、移動も制約されている。無国籍者は、農業を含め、国民に用意されている一部の職業に就くこともできないが、当局は市民権のない山岳部族でも自給自足農業を行うことは許可した。無国籍者は信用取引の利用や、医療など政府のサービスを利用する際に苦勞した。教育は、技術的には不法滞在及び無国籍の児童全員が受けることが可能であったが、通常は低水準であった。学校行政担当者はこれらの児童を高等学校卒業証書に「非タイ国民」と記載し、その結果、当人の経済的機会をひどく制限してしまっていた。一部の公立大学では依然、無国籍及び不法滞在の学生に国民よりも高い学費を請求し、また行政官は大抵、これらの学生の大学学費融資を否認した。

法的地位のない無国籍者は特に、様々な形態の虐待を受けやすかった（第 6 節参照）。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

暫定憲法では新憲法の採択に向けた枠組を定めたが、平和的に政権を選ぶ能力を国民に与えているわけではない。それどころか、選挙で選ばれるわけではない人々が暫定的立法者の役割を果たすことになるプロセスを確立し、軍事政権は新憲法を起草する別の機関を任命した。憲法起草委員会（CDC：Constitution Drafting Committee）は、国民が再び政権を選ぶことが可能となる手続を定める新憲法を起草した。CDC は、新憲法の一般承認に関する手続も定めた。

（2016 年）3 月、CDC は憲法草案を公表した。（2016 年）8 月 7 日、政府は憲法草案に関する国民投票を実施し、投票者の過半数が憲法草案のほか、首相の選出に関する第 2 の質問にも賛成した。CDC による国民投票法は、国民投票準備期間中の運動展開を律則した。同法第 61 条では、「印刷媒体及び電子媒体又は他の経路を通じ、社会不安を煽るおそれのある、真実でない、挑発的、野卑で攻撃的なメッセージの流布」を行った者を、10 年以下の懲役に処すると規定している。国民投票法に違反した場合、10 年以下の懲役及び 200,000 バーツ（5,600 ドル）以下の罰金に処せられ得る。

当局者は日常的に法律を発動して、国民投票前の自由で開かれた討論を制限した。ある政府監視団体によると、当局者は 42 名を逮捕して国民投票法第 61 条違反で起訴したほか、約 200 名を関連違反で起訴した。複数の人権団体の報告によると、これらの逮捕者は全員が憲章草案反対派であった。結果として、国内外の多数の観測筋が国民投票を不公正と批判し、その理由は、有権者が情報を自由に受け取ったり知らせたりすることができず、また自分達の選択のための運動を展開することができなかったことにあった。

国民投票に伴う異常事態に関して確認が取れた報告はなかった。投票は無記名で行われた。投票終了後、選挙区職員が票の集計を公開で行った。その後、非公開の中心的な場所で職員が選挙区毎の票集計を取りまとめた。（2016）年末時点で、政府は公式投票結果の選挙区毎の内訳を公表していなかった。

選挙及び政治的な参加

暫定憲法では、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙で国民が政権を選ぶことを認めていなかった。2016 年憲法では下院議員を選挙で選ぶことにより、国民が政権を選ぶことを認めている。2016 年憲法ではさらに、NCPO が任期 5 年の上院議員を任命し、その後、上院議員は議員総会に似たシステムを通じて任命される旨、規定している。下院議員と上院議員の双方が首相を選出するが、首相はどちらかの議員である必要はない。（2016）年末までに新憲法の下での選挙はまだ実施されておらず、憲章はマハー・ワ

チラロンコン国王の署名を経て発布されるのを待つ状態であった。

最近行われた選挙：2014 年のクーデター以降、選挙は行われていない。NCPO 告示第 85/2557 号と第 86/2557 号（2014 年 7 月発布）、及び NCPO 議長命令第 1/2557 号（2014 年 12 月発布）により、全国規模で、全国レベルと地方レベル双方のあらゆる種類の選挙の一時停止が命じられた。

政党及び政治的な参加：暫定憲法では、過去 3 年間に政党党员であった者が NLA に就任することを禁じている。政治活動に対する制約が、政党運営に影響を及ぼした。

女性及びマイノリティーの参加：クーデター前の憲法では政党が男女の「同数に近い状態」を検討することを奨励していた。統治評議会による暫定憲法と 2016 年憲法のいずれにも、そうした規定はない。NCPO が任命した 217 名から成る NLA には女性が 13 名居り、34 名から成る暫定内閣には女性閣僚が 3 名居る（観光・スポーツ省 (Ministry of Tourism and Sport)、産業省 (Ministry of Industry)、及び商務省 (Ministry of Commerce))。選挙で選ばれていた前政権では 500 議席の下院に女性が 81 名居た。

国政において権限のある役職に就いた少数民族又は宗教的少数派はごくわずかであった。250 名から成る NLA にはイスラム教徒 4 名とキリスト教徒 2 名が含まれていた。250 名から成る国家改革委員会 (National Reform Committee) にはイスラム教徒 4 名が含まれ、200 名から成る国家改革運営委員会 (National Reform Steering Committee) にはイスラム教徒 4 名が含まれていた。イスラム教徒又はキリスト教徒は誰も閣僚ポストに就任しなかった。最南端諸県の知事は全員仏教徒であったが、これらの県の行政長官はイスラム教徒であった。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者が汚職で有罪判決を受けた場合の刑事罰を規定している。政府による法律施行は NCPO の下で増加したが、当局者は時々、汚職慣行に関与して処罰を免れることもあった。(2016) 年中、政府関係者による汚職の報告が複数あった。

汚職：汚職は依然として警察に蔓延していた。拉致、セクシャル・ハラスメント、窃盗、不正行為で警察官が起訴される事件が多発していたのに加え、警察が被拘留者や囚人に拷問や殴打などの虐待を行っても概して処罰を免れているという報告も多数あった。当局は汚職、薬物密売及び密輸を働いた警察官を逮捕して有罪判決を下した。報告によると、警察は知的財産権侵害も行っていた。

(2016 年) 2 月、NACC はラジュバクティ (Rajbhakti) 公園建設関連汚職の容疑を掛けられたタイ陸軍の潔白を証明した。

(2016 年) 2 月、検察長官はインラック・シナワトラ (Yingluck Shinawatra) 元首相を、在任中の政府によるコメ買い上げ制度の扱いにおける不正行為疑惑との関連で刑事告訴した。裁判は 2015 年 5 月に始まり、(2016 年) 10 月時点でまだ係属中であった。他にも旧インラック政権当時の当局者数名が、同制度での役割を理由に刑事告訴された。

刑事告訴に加え、多数の元当局者がコメ買い上げ制度との関連で民事訴訟を起こされた。

(2016 年) 9 月、商務省は、同制度の一部を成していた、虚偽とされる政府間コメ取引に起因する政府の損失について民事賠償責任を負うと認められた元当局者 6 名からの、合計 200 億バーツ (5 億 6,000 万ドル) 相当の資産押収命令を発布した。(2016 年) 10 月、財務省はインラック・シナワトラ宛に 357 億バーツ (10 億ドル) の請求書を発行した。

(2016) 年末時点で、政府は依然、タクシン・シナワトラ (Thaksin Shinawatra) 元首相に対する 2009 年の逮捕令状の執行を続けていた。2006 年のミャンマーへの政府銀行融資に関して最高司法裁判所で争われた政治的役職就任者訴訟は、依然として保留中であった。彼は引き続き国外に居住していた。NACC と監査長官局 (Office of the Auditor General) は、2001 年から 2006 年までのタクシン政権関係者による汚職疑惑の捜査を続け、その所見がきっかけで、最高司法裁判所刑事部における複数の政治的役職就任者訴訟が提起された。

資産公開：資産公開関連の法律及び規制では、選挙で選ばれた公職者と任命された公職者に対し、標準化された様式に従って資産と所得の開示を要求している。法律では当局者が申告書の提出を怠った、不正確な申告書を提出した、あるいは資産を隠した場合の罰則を規定している。罰則には 5 年間の政治活動禁止、資産没収、及び解任のほか、6 か月以下の懲役、10,000 バーツ (280 ドル) の罰金又は両方が含まれる

NACC の資産公開規則は NCPO メンバーには適用されない。同様に、当局は NCPO が任命した 200 名の国家改革運営会議のメンバーも適用除外とした。

情報の一般公開：法律では政府情報の一般公開を規定しており、政府は法律を効果的に施行していた。法律では非公開の場合の例外をいくつか規定し、君主制に対する損害、国家安全保障に対する脅威、及び効果的な法執行に対する阻害を目的とする場合も含まれる。規制では政府機関に対し、開示請求に 15 日以内に対応するよう要求しているが、規制では一定の期限内に判断を提示することを政府機関に要求しているわけではない。処理手数料

はない。ある政府機関が開示請求を無視した場合、又は請求者が請求拒否を上訴した場合、裁判官が公式情報委員会事務局（OOIC：Office of the Official Information Commission）と共同で 60 日以内に事案を裁決しなければならない。OOIC が開示を命じた場合、当該機関は 7 日以内に情報を開示しなければならない。法律では命令に従わない機関の長について民事懲罰措置又は刑事罰を規定している。OOIC は（2016 年）1 月から 9 月にかけて約 300 件の上訴を受け付け、2015 年の件数と同等であった。受理された約 300 件のうち、230 件が（2016 年）9 月時点で完了していた。OOIC は一般向けキャンペーンとトレーニングのほか、請求の審査を担当する当局者向けの電子学習プログラムも実施した。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の多様な人権団体がタイで活動していた。NCPO の命令は、政治的な集会及び活動の禁止のほか、メディアに対する制約を含め、NGO の運営に影響を及ぼした。政府が後援する開発事業に対する反対又は国境問題など、慎重を期すべき政治的事案を取り上げる NGO は度々、嫌がらせを受けた。

（2016 年）9 月 28 日、警察と労働省（Ministry of Labor）当局者が事実上、国内全域での治安部隊による拷問や虐待の嫌疑を文書化した「Make Him Speak by Tomorrow」（明日までに彼に発言させろ）という報告書を公表すべくアムネスティ・インターナショナルが企画していたイベントを中止させた。警察と労働省当局者はこのイベントで発言を予定していた外国人パネリストに対し、労働許可のないイベント参加を理由に逮捕を示唆して脅迫した。メディアや人権団体がイベント中止措置を非難し、労働許可を得ていない数百名の外国人でも普通に非政治的イベントや公開セミナーに何事もなく参加していると主張した。

最南端諸県での暴力に焦点をあてる人権活動家は特に、政府職員や反乱者集団による嫌がらせや威嚇を受けやすかった。政府は NGO の免税地位をほとんど認めず、そのせいで NGO は資金調達を阻害されることもあった。

国連又は他の国際機関：政府は拷問及び他の非人道的取扱いに関する国連特別報道官が予定していた訪問を延期した。国連の報告によると、失踪に関する国連作業部会、表現、集会及び結社の自由に関する国連特別報道官、あるいは人権擁護者、移民及び国内避難民の状況に関する国連特別報道官が以前要請していた公式訪問についても、全く進展がなかった。国連によると、政府は 2013 年以降、国連の特別手続機構に属する専門家の訪問を一切許容していない。（2016 年）9 月時点で、国連特別手続からの訪問要請 18 件が依然、保留中であった。

政府の人権団体：独立的 NHRCT が存在し、人権保護と年次の国別報告書の作成を委任されている。この委員会は（2016 年）最初の 8 か月間に 617 件の請願を受け付け、因みに 2015 年は 472 件であった。これらの申し立てのうち、69 件が警察による虐待疑惑絡みで、前年と比べ急増していた。

完了した調査に関する統計は入手できなかった。複数の市民団体指導者が NHRCT の業務について、過去数年間よりはある程度良いと評価し、市民団体との共同作業における NHRCT の建設的な関与や、国連の普遍的提起レビュープロセスへの政府の協力を引き合いに出した。複数の人権団体が依然、同委員会について、人権侵害者に対して独自に又は申立人の代理として訴訟を提起していないとの理由で批判した。

オンブズマン局は、国民から寄せられた申し立てを検討及び調査する権限を与えられた、独立機関である。同局は調査を行った後、事案を裁判所に付託してさらなる再検討を求めるか、又は適切な機関へさらなる措置を求める勧告を出すことができる。同局はあらゆる請願を検証するが、勧告に従うことを諸機関に強制することはできない。（2016 年）9 月にかけて、同局は 2,761 件の請願を受け付け、うち 565 件は警察による虐待疑惑絡みであった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は違法であるが、政府は必ずしも法律を効果的に執行しなかった。法律では当局が配偶者強姦を訴追することを認め、実際に複数の訴追が発生していた。警察は（2016 年）1 月から 9 月中旬にかけて、通報された性的暴行事件の 65 パーセントで容疑者を逮捕した。

法律では強姦又は強制による性的暴行で有罪となった場合の罰則を、被害者の年齢、暴行の重大度、武器の使用、複数の暴行犯の参加、及び事後における被害者の身体的状態と精神的状態などの要因に応じて、懲役 4 年から死刑、及び罰金に処すると規定している。法律ではさらに、3 年以内に同種の強姦犯罪で 2 回有罪判決を受けた者について、常習犯として処罰が厳格になり得るとも規定している。裁判所の記録によると、当局は 2015 年に性的暴行が関係する訴訟を 3,933 件提起し、因みに 2014 年は 5,310 件であった。

複数の NGO が、強姦を深刻な問題と捉えていた。学術関係者や女性の権利を唱導する活動家は、18 歳未満の違反者が被害者との結婚を選ぶことで訴追を免れることを認めるという

法律での措置を、女性の権利の侵害に当たると主張した。さらに、被害者からの強姦や家庭内での暴行の通報は過少であり、これは部分的に警察、検察官及び裁判官がジェンダーや女性の権利の問題を十分に理解していないことが原因であり、その結果、女性に対する暴力に関して法律の効果的な施行が妨げられているとも主張した。

複数の NGO によると、政府はこの問題への対処を委ねられた機関に資金を十分に配分せず、被害者は多くの場合、警察を、犯人を起訴する能力がないと認知していた。警察は性犯罪の通報を女性に奨励することにより、この認知を変えようと努めた。複数の NGO が、女性に対する暴力事件に対処する女性捜査員を警察署に増員するよう働き掛け、警察は警察学校（Police Cadet Academy）に入校する女性の増加に向けて尽力した。女性警察官は全国で警察要員の約 8 パーセント（17,000 名）を占め、この割合は 2015 年の報告と同じであった。推定 300 名の女性警察捜査員が全国に存在し、うち 130 名がバンコクを拠点としていた。

女性に対するドメスティック・バイオレンスも重大な問題であった。保健省は、身体的虐待及び性的虐待の被害者に情報とサービスを提供するワンストップ型機器管理センターを国内全域で運営していた。法律では、当局が裁判所の承認を得た上で、違反者が裁判中に自宅に留まること、あるいは家族と連絡を取ることを禁ずる権限を与えている。また法律では、ドメスティック・バイオレンスの申し立ての報告と、被害者と犯人との間での和解を円滑化するよう考案された措置も定めている。さらに、法律では司法制度におけるドメスティック・バイオレンス訴訟の報道を制約している。複数の NGO が、家族統一アプローチを掲げる法律は安全問題に対処することなく被害者を妥協に追い込む不当な圧力を加えるおそれがあり、結果的に低い有罪判決率をもたらしてきた、という懸念を表明した。

当局は一部のドメスティック・バイオレンス犯罪、特に犯人が被害者に重傷を負わせた事件を、より苛酷な刑罰を要求することができるという、人に対する暴行又は暴力に関する規定に基づいて訴追した。しかし、ドメスティック・バイオレンスは報告されないことが多く、また警察もドメスティック・バイオレンスの通報を求めたがらなかった。NGO が支援するプログラムの例として緊急ホットライン、一時避難所、そしてドメスティック・バイオレンス、HIV/AIDS 及び他の女性関連問題に対する意識高揚に向けたカウンセリングサービスが挙げられた。政府は各県に 1 箇所ずつ、ドメスティック・バイオレンス被害者向けの避難所を運営していた。政府が運営する危機管理センターは、全ての国立病院に設けられ、虐待を受けた女性や児童に対応していた。国立病院は、院内サービスが利用可能でない場合、虐待を受けた女性を民間機関へ委託した

社会開発・人間安全保障省は、ドメスティック・バイオレンス防止法（Domestic Violence Prevention Act）の下で法的支援を求める被害者に関するデータを集めており、（2016 年）9

月時点で 363 件のドメスティック・バイオレンス事件が全国で発生したと報告したが、因みに 2015 年の最初の 8 か月間での報告件数は 294 件であった。

社会開発・人間安全保障省は引き続き、女性をドメスティック・バイオレンスから保護するための、国内全域で運用される地域密着型システムの開発を進めていた。このプログラムは、コミュニティの意識高揚に向け、女性の権利及び虐待防止に関する各コミュニティ代表者向けの研修に焦点を当てている。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：この慣行を禁ずる特定の法律はない。複数の NGO の報告によると、FGM/C はイスラム教徒が多数派を占める南部で発生していたが、統計は入手できなかった。この慣行の防止又は対処に向けた国際的又は政府の取り組みに関する報告はなかった。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは、官民両部門で違法である。法律ではセクシャル・ハラスメントで有罪判決を受けた場合の罰則を 20,000 バーツ（560 ドル）以下の罰金と規定している。処罰はハラスメントの程度次第である。虐待が猥褻行為に分類された場合、15 年以下の懲役及び 30,000 バーツ（840 ドル）以下の罰金に処せられ得る。処罰は被害の重大度と被害者の年齢次第で決まる。公務員を律則する法律でも同じくセクシャル・ハラスメントを禁じ、以下に挙げる 5 段階の罰則を規定している：保護観察、昇給停止、減給、停職及び解雇。複数の NGO の主張によると、ハラスメントの法的定義が曖昧で、ハラスメントの訴追が困難であり、法律執行の効果が上がらない状況に繋がっている。虐待者の訴追、有罪判決及び処罰の件数に関するデータは入手できなかった。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの人数、間隔及び時期を決定する権利を有し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有する。公的資金による医療制度により、避妊サービス及び情報、妊婦医療、出産時の熟練助産師の立ち会い、及び本質的な産科・分娩後ケアを利用することができる。

国連人口基金（UNFPA）の推定によると、（2016）年中、15 歳～49 歳の女性及び少女の 76 パーセントが現代的避妊法を使用していた。当局者の推定によると、女性の 93 パーセント超が産前・産後ケアを利用することができ、また UNFPA の報告によると、熟練の医療従事者がほぼ 100 パーセント、出産に立ち会っていた。UNFPA の推定によると、15 歳～19 歳の思春期出産率は少女 1,000 名につき 60 件であった。教育省は学校での性教育を実施したが、UNFPA によると、思春期妊娠の急増や、緊急避妊及び危険な中絶の増加は、性と生殖に関する保健サービスの利用を増進させる必要性を示唆するものである。保健サービスの利用は、性と生殖に関する健康を含め、ビルマとの国境地帯で暮らす避難民の場合、限られて

いた。

差別：暫定憲法は「人間のあらゆる尊厳、権利、自由、及び人民平等」の保護を謳っていた。2016 年憲法では「男性も女性も平等な権利と自由を享受する。人の出自、人種、限度、性別、年齢、障害、身体状態又は健康状態、個人的地位、経済的又は社会的立場、宗教的信念、教育又は政治的見解の違いを理由とする不当な差別は認められない。」と規定している。

女性は概して男性と同じ法的地位と権利を享受する。とは言え、女性は差別を受けることもあった。2015 年に政府は男女平等法（Gender Equality Act）を可決し、ジェンダー差別を行った者について 6 か月以下の懲役又は 20,000 バーツ（560 ドル）以下の罰金、若しくは両方を科している。法律では政府、民間団体及び個人による政策、規則、規制、通告、事業、又は手続における性別及び性同一性に基づく差別禁止を義務付けているが、2 つの例外、即ち宗教的原則と国家安全保障を例外として規定しており、市民社会団体から批判を浴びている。女性は雇用面でも差別を受けた（7.d 項参照）。法律では職場に多く見られる差別的雇用慣行を禁じているが、（2016 年）9 月時点でまだ真価が問われていない。

女性は配偶者が非市民である場合、男性の市民と同じ形で配偶者に市民権を付与することができなかった。

軍士官学校（看護師学校を除く）は女性学生の入学を拒否したが、かなりの数の教官が女性であった。国防省の人事局（Personnel Directorate）によると、（2016 年）8 月時点で軍の全部門及び国防省内の全体で 80 名の女性が将官又は同等の階級に就いていたが、2015 年の 96 名から減っていた。国防省の政策では女性士官の割合をほとんどの部門で 25 パーセント以下に制限し、専門病院／医療部門、予算部門及び財務部門では 35 パーセントを許容していた。（2016）年中、タイ空軍は初めて、女性 2 名をパイロット訓練プログラムに受け入れた。また、タイの軍人 230,000 名のうち約 20,700 名が女性であった。

士官を養成する警察学校は女性候補生を受け入れ、候補生クラスの定員 280 名のうち 70 名分を女性枠としていた。初の女性候補生クラスが 2013 年に 4 年間のプログラムを卒業し、70 名の女性から成る 4 つのグループがこのプログラムを卒業し、国内全域で就任している。公務員委員会事務局によると、女性は幹部レベルの公務員職位の 19 パーセント（1,097 の職位のうち 211）を占め、2015 年から微増していた。

政府は女性の法的権利を促進すべく、特に男女平等促進局（Bureau of Gender Equality Promotion）の下、女性問題・家族開発局（Bureau of Women's Affairs and Family Development）

を考案したが、これは独立機関ではない。同局は複数の NGO と協力して業務に当たったが、女性の権利における主導的役割を担ったわけではない。

子ども

出生登録：市民権は、少なくとも父母のどちらかが国民であれば、出生時に付与される。国内で出生しても自動的に市民権を得られるわけではないが、規制では国内で生まれた全ての子どもに出生登録の資格を与え、これにより市民権に関係なく一定の政府給付の受給資格が得られる（2.d 項参照）。複数の NGO によると、山岳部族及び他の無国籍者が時々、当局に出生を登録せず、特に遠隔地で出生した場合がそうであったが、理由は手続の複雑さ、地元当局者の誤解又は悪質さ、言語の障壁、そして移動能力の制約にあった。

教育：多数の NGO の報告によると、登録済み移民労働者の子どもは、特にサムットサーコーン（Samut Sakhon）県、カンチャナブリー（Kanchanaburi）県、ラノー（Ranone）県及びチェンマイ県、そしてターク（Tak）県のメーソート（Mae Sot）郡において、新たな勤務地への頻繁な移転、通学距離、そしてタイ語能力不足が原因で、通学機会の制限が大きかった。多数の児童が公立学校ではなく初等教育レベルの移民学習センターに通い、政府はこれらのセンターを公式に認定していなかったため、移民学童は初等教育より上の教育を受ける機会が限られてしまっていた。移民児童は公立学校に通う児童に提供される保育施設や政府の助成による無料のミルクや昼食など、コミュニティサービスも利用できない状況が続いていた。移民労働者は、余裕があれば大抵、子どもを私立の託児所又は保育施設に自費で預けることを選んだ

児童虐待：法律では虐待からの児童の保護を規定し、また強姦及び放棄に関する法律では被害者が児童である場合の罰則を厳罰化している。法律では 13 歳未満の児童と性行為を行った者の罰則を、7 年以上 20 年以下の懲役及び 40,000 バーツ（1,120 ドル）以下の罰金と定めている。被害者が 13 歳～15 歳だと、有罪の場合の罰則は 4 年以上 20 年以下の懲役となり、罰金の範囲は同じである。

警察はあからさまに虐待事件を捜査したがらず、また証拠に関する規則が原因で児童虐待の訴追は困難であった。法律では虐待事件及び小児性愛事件における 18 歳未満の証人、被害者及び違反者の保護を規定している。裁判官が同意すれば、児童はプライベートな環境で心理学者、精神科医又はソーシャルワーカーの立ち会いの下、ビデオ録画での証言を行うことができる。しかし、多数の裁判官がビデオ録画での証言の使用を拒否し、技術的な問題や、法廷で原告と被告に直接質問できない状況を引き合いに出した。一部の児童権利唱導者が、性的虐待を受けた少女は男性の被害者よりも適切な身体的及び心理的なケアを

受けていると主張した。当局は小児性愛で告発された人々を適切な承諾年齢法の下で起訴し、商業目的での児童の性的搾取事件では売春防止法の下で起訴した。

早期結婚及び強制結婚：法定最低結婚年齢は男女共に 17 歳であるが、20 歳未満の場合は親の同意が必要である。裁判所は 15 歳～16 歳の児童の結婚を許可する場合がある。イスラム系の委員会及び政府機関による意識高揚プログラムでは、イスラムの伝統に基づく児童結婚の防止を目指していた。

複数の NGO の指摘によると、十代の学生が妊娠してやむを得ず早期結婚することになる場合、これは「面目を保ち」赤ん坊の法的地位を守るための慣行であるが、タイの十代の若者の妊娠率の増加に伴って増加傾向にあると見られる。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：上記の「女性」を参照のこと。

児童の性的搾取：法律では売春目的で 18 歳未満の児童を斡旋、誘惑、強制又は脅迫した者について、重い刑罰を規定している。法律では 15 歳未満の児童を相手に買春を行った者についても、2 年以上 6 年以下の懲役及び 120,000 バーツ（3,360 ドル）以下の罰金に処すると規定している。児童が 15 歳～18 歳の場合、懲役が 1 年以上 3 年以下、罰金が 60,000 バーツ（1,680 ドル）以下となる。当局は子どもが売春に関与することを許可した親も処罰し、親権を取り上げることができる。法律では児童ポルノの制作、配布、輸入又は輸出を禁じている。有罪の場合の罰則は 3 年以下の懲役又は 6,000 バーツ（168 ドル）以下の罰金、若しくは両方である。法律では、売春斡旋、人身売買及び他の、児童に対する性犯罪を含め、18 歳未満の児童の性的搾取で有罪判決を受けた者についても重い刑罰を規定している。

児童売春が依然として問題であった。政府当局者、学術関係者及び NGO 代表者によると、少年少女、特に移民や少数民族の少年少女が売春を強制又は誘惑されていた。貧困世帯の児童が依然として特に被害に遭いやすく、警察は子どもに売春を強要した親を逮捕した。国民及び外国人の買春ツアー客が小児性愛犯罪を働き、これに商業目的での児童の性的搾取も含まれた。

故郷を追われた児童：当局は概して、路上生活児童を政府が各県に設置した避難所に付託していたが、不法滞在外国人移民は本国送還を恐れて避難所を避けた。政府は路上で物乞いをしていた児童も逮捕し、多くは人身売買の被害者であった。政府は概して、路上生活児童が国民であれば学校や職業訓練施設へ行かせるか、又はソーシャルワーカーに監督を依頼して家族の元へ送り返した。政府は外国から来た路上生活児童を本国送還することもあった。

児童労働に関する国別報告書では路上生活児童を除外することが多く、また路上生活児童に関する国別統計に国民しか含まれていない場合も多い。物乞いの人数に関して信頼できるデータはなかった。この人口にはホームレス、誘拐された児童、あるいは親から強制された児童が含まれ、多くは人身売買の被害者であった。

施設収容児童：児童養護施設又は他の施設での虐待に関して、限定的に報告があった。

国際的な子の奪取：タイは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国である。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

居住者であるユダヤ人コミュニティは非常に小規模で、反ユダヤ的行為の報告もなかった。ナチスのシンボルや絵が時々、商品に表示してあったり、広告に使われたりしていた。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

2014 年のクーデター以前は、憲法と法律により、身体障害者、知覚障害者、知的障害者及び精神障害者に対する教育、空輸及び他の輸送、医療の利用、又は他の政府サービスの提供における差別を禁じていた。クーデター指導者は旧憲法を停止させたが、障害者関連法はそのまま引き継がれた。2016 年憲法では障害及び身体状態又は健康状態に基づく差別を禁じている。

政府は多数の公共の収容施設や建物を、障害者に適応するよう改修したが、政府による執行は一貫性を欠いていた。法律では障害者が情報、通信及び新設建物を利用できるようにすることを義務付けているが、当局はこれらの規定を一様に執行したわけではなかった。法律では政府機関に対し、道路を補修又は建設する際にアクセス性の良い縁石を施工する

よう要求しているわけではない。

法律では政府に登録した障害者に、無償の健康診断、車椅子及び松葉杖を支給される権利を与えている。政府は障害者向けに 5 年返済、無金利の小規模事業融資を提供した。

政府による地域密着型更生プログラム（Community-based Rehabilitation Program）及びコミュニティ障害者学習センター（Community Learning Center for People with Disabilities）プロジェクトが、全ての県で運用されていた。

政府は障害者専用学校 46 校と、障害者向け教育センター 77 箇所を維持していた。法律では全国の全ての公立学校に、障害を持つ生徒の受け入れを要求しており、(2016) 年中、大多数の学校が障害を持つ生徒を教育していた。

教育省の推定によると、全国で 337,144 名の障害を持つ生徒が、障害を持つ生徒向けに特別に設計された 48 校の学校と、213,000 校の普通学校の一部に通っていた。障害者向けに 8 箇所の国営訓練施設と少なくとも 23 箇所の NGO が運営する訓練センターもあった（全日制及び定時制又は季節限定の施設を含む）。政府は障害者専用の 11 箇所の避難所と 9 箇所の更生施設を運営していた（自閉症児童向けの保育施設 2 箇所を含む）。民間団体も障害者向けに臨時研修を実施していた。

一部の雇用主が障害者に賃金差別を行っていた（7.d 項参照）。

国籍／人種／少数民族

2 つの集団、即ち数十年間に渡りタイで暮らす昔の中国人内戦戦闘員とその子孫、及び北東部の 13 県に居住するベトナム人移民の子どもが、彼らの移動、居住、教育及び雇用を制約する法律と規制の下で暮らしていた。法律により、中国人集団の住居は北部のチェンマイ県、チェンラーイ（Chiang Rai）県及びメーホンソーン（Mae Hong Son）県に限られている。

先住民族

非市民の山岳部族は移動を制約され、土地を所有できず、銀行信用取引を利用する際に苦勞し、雇用差別を受けていた。労働関連法では従業員として平等に扱われる権利を彼らに与えているが、雇用主は大抵、彼らに支払う給与を国民である同僚労働者よりも低く、最低賃金よりも低くすることによって、係る権利を侵害していた。法律では非市民の職業選択も制限している。法律ではさらに、非市民が普遍的医療など政府の福祉サービスを利用することも禁じている。

法律では、以前は適格でなかった一部の山岳部族にも市民権取得資格を与えている。政府は、適格な山岳部族の登録及び彼らの権利に関する教育の取り組みを支援した。そうした取り組みをよそに、複数の活動家の報告によると、汚職や非効率性が特に山岳部族の村長、地区及び準地区の当局者の間で蔓延し、それが原因で市民権申請の未処理が根強く残り、申請が不適切に拒否されるという状況を招いていた。内務省の県行政部（Department of Provincial Administration）によると、400,000 名余りの人々が市民権申請を当局に処理してもらうのを待っている状態であった。

山岳部族は社会的差別を受け、その原因は部分的に、彼らの多くが薬物密売に関与し、環境劣化に寄与し、国家安全保障に脅威をもたらしているという誤解にあった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

性的指向の表明又は合意の上での成人の同性性行為を処罰する法律はない。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）の団体は政府に登録できるが、団体名の登録時に使用する用語に多少制約があった。LGBTI コミュニティの報告によると、警察は犯罪被害者となった LGBTI 者を他の人々と同様に扱うが、性犯罪の場合は例外で、性的虐待を軽視する、あるいは嫌がらせを深刻に受けとめてくれない傾向があった。

法律ではトランスジェンダー者が身分証明書に記載の性別を変更することを認めておらず、これが社会的差別と相まって、彼らの雇用機会を制限する要因であった。2015 年の男女平等法では「当人が男性又は女性であるという事実、あるいは生来の性別と外観が異なることを理由とする」差別を禁じている。

ある地元 NGO の報告によると、警察や軍が、トランスジェンダーのパフォーマーが居ることとで有名な観光都市パタヤ（Pattaya）でトランスジェンダー者を嫌がらせや差別の標的にしていた。

大学当局は個々の事例に応じて、トランスジェンダーの学生が自分で選択した男女別の制服を着用して入学式に参加し、試験を受けることを許可した。同時に、大学当局は通常、学生に対し、自分で選択した制服を着用するまえに正式な許可を得るよう要求していた。そうした許可は依然、各学校の自主的判断であった。

性的指向や性同一性に基づく商業上の差別が発生していた。例えば、一部の生命保険会社がゲイの男性に保険契約書の発行を拒否したという例があったが、一部の企業は LGBTI の労働者に、同性のパートナーへ便益を全面的に譲渡するという規定を設けた保険契約を販売する意向を表明した。複数の NGO の報告によると、同性パートナーの受益者を許容し始めた保険会社が増えているが、これは依然として会社の裁量権次第であった。複数の NGO の申し立てによると、一部のナイトクラブ、バー、ホテル、及び工場が LGBTI 者、特にトランスジェンダー者の出入り又は雇用を拒否していた。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 患者は、家族、友人、仲間、教員及びコミュニティからの拒絶に伴う心理的汚名に直面していたが、政府や NGO による集約的教育活動により、一部のコミュニティではこの汚名が低減されてきたと考えられる。一部の雇用主が義務付けられている血液検査後に HIV 陽性と判明した人の雇用を拒否しているという報告が複数あった。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

暫定憲法には、結社の自由の権利又は団体交渉権に関する規定がなかった。2016 年憲法では、全ての当事者が参加できる労使関係制度の制定を国に要求している。労使関係法（Labor Relations Act）と国営企業労使関係法（State Enterprise Labor Relations Act）はまだ有効であった。労使関係法では、民間部門の労働者が事前許可がなくても自らの選択で労働組合を結成し加入すること、団体交渉を行うこと、そして合法的ストライキを実施することを認めているが、多数の制約を伴う。労使関係法の下、労働者の要求を、少なくとも従業員の 15 パーセントの支持を得て労働者が提出する、あるいは少なくとも従業員の 5 分の 1 の支持を得て組合が提出する、あるいは雇用主が提出することができる。法律では非管理職労働者が結成した労働組合に経営者又は管理職従業員が加入することを禁じている。法律では反組合差別を禁じ、また従業員及び労働組合及び組合員を、組合員の利益となる活動（例：組合の権利と便益の要求を決着するための雇用主との交渉、あるいは集会又はストライキ活動の主催）の実行を理由とする刑事告訴又は民事告訴から保護している。

2015 年 12 月時点で、1,520 の労働組合が存在し、組合員は 634,778 名であった（うち国営企業（SOE）従業員が 180,097 名、民間部門従業員が 454,681 名）。組合加入率は有給労働者の 3.5 パーセントで、2007 年の 3.1 パーセントから増えた。

法律では、労働者数 50 名超の民間企業の従業員が労働者の集合的要望の表明や雇用主との交渉を目的とする「従業員委員会」と、福祉問題に関する労働者の集合的要望を表明する「福祉委員会」を創設することを認めている。法律では雇用主がこれらの委員会への労働者の参加に対抗して悪い雇用措置を講じることと、委員会の作業を妨害することを禁じている。労働省の労働者保護・福祉部（DLPW：Department of Labor Protection and Welfare）の報告によると、2015 年に 704 の労働者委員会が存在していたが、2014 年の 945 から減っていた。

国営企業労使関係法では SOE 労働者による組合結成を認めている。各 SOE は 1 つを限度に組合を有することができる。公務員（公立学校及び私立学校の教員、大学教授、兵士、警察官を含む）が組合を結成又は登録することを認める法律はない。公務員は結社を結成して登録することはできるが、この結社には団体交渉権がない。法律では公共部門及び SOE（公共の安全衛生の維持に不可欠とされるサービスを提供するものを含む）におけるストライキ及びロックアウトを禁じている。法律では「不可欠な」サービスについて、電気通信や公共輸送などの部門を包含することにより、国際的規範よりも広義に定義している。

非市民移民労働者は、登録済みか不法滞在かのいずれを問わず、組合を結成する権利又は組合役員に就任する権利を持たない。登録済み移民は、国民により組織化され先導される組合に加入することができる。移民労働者の組合参加は限定的で、その背景には言語の障壁、法律の下での権利の理解不足、頻繁な雇用変化、制約的な労働組合規制、そして産業やゾーンによる市民労働者と移民労働者の区別（特に国境地帯及び沿岸地域）があった。未登録の移民労働者は組合を結成又は組合に加入する権利を持たない。

組合員は、所属する組合が登録されない限り、雇用主による反組合措置から合法的に保護されない。組合を登録するには、10 名以上の労働者が各自の名前を DLPW に届け出なければならない。名前と雇用主との雇用関係を精査する検証プロセスにより、労働者は登録完了前に潜在的な報復に曝されることになる。さらに、法律では組合役員が当該企業又は SOE の正規従業員であることを要求し、恒久的に組合職員となることを禁じている。組合は 2 名以下の顧問を付ける権利を与えられ、顧問は労働省に登録しなければならない。

SOE 組合の組合員数が適格な労働者数の 25 パーセント未満となった場合、労使関係規制の下で行政上の解散手続の対象となる。複数の労働者擁護者の主張によると、企業はこの要求される比率を利用して、かなりの数の臨時契約労働者を雇用することにより、組合結成を妨げていた。

法律では従業員及び組合員を、雇用主との交渉への参加、ストライキの開始、集会の主催、

及び一般市民への労働争議の説明を理由とする刑事告訴又は民事告訴から保護しているが、法律では従業員及び組合員を、一般市民を危険に曝したこと、あるいは生命の損失又は人身傷害、物損及び評判失墜を引き起こしたことによる刑事犯罪から保護するわけではない。法律では、費用が嵩む法的弁護を通じた批判の検閲、威嚇及び沈黙を目的とする訴訟を禁じてはいない。複数の民間企業が組合指導者を、団体交渉やストライキ行為の過程での公的発言、あるいは別の形で組合結成や結社に対する障壁に直面した移民労働者の権利を擁護する人権活動家による取り組みを理由に、民事上及び刑事上の名誉毀損で起訴した。複数の人権擁護者によると、報復の隠れ蓑として刑事上の名誉毀損や他の措置が使用されたことが、表現及び結社の自由に対して萎縮効果をもたらした。

労働者は、不正解雇を裁判所で争うことができる。組合指導者が何らかの理由で解雇された場合、組合員の代表を務め続けることができない。

法律では雇用主に対し、組合が要求を提出した時点から 3 日以内に交渉を開始するよう要求している。法律では誠実な交渉を要求しておらず、また初回会合後に交渉を拒否した雇用主を処罰するわけでもない。当事者が合意に至ることできない場合、政府はそれを労働争議と見なし、義務的調停を開始する。法律では、雇用主と従業員との間で交渉が行き詰まった場合、労働者がストライキに踏み切ることを認めている。労働者はストライキを行う前に、遅くとも 24 時間前までに通知書を提出しなければならない。政府は民間部門のストライキについて、国家安全保障に影響を及ぼすと予想される場合、あるいは国民全体にとって重大な悪影響を引き起こすと予想される場合、係るストライキを制約する権限を有するが、(2016) 年中、実際にこの規定を発動した例はなかった。一部の雇用主が組合からの要求に基づいて交渉するのではなく、代わりに反対要求の提出を選択し、交渉プロセスがさらに複雑化したという報告が複数あった。

法律では合法的にストライキ参加者の解雇を禁じているが、雇用主がストライキ参加者に代わる労働者を雇用する、又は下請労働者を使用することは認めている。労働組合員の総会を召集し、組合員の 50 パーセント以上によるストライキ承認を得る旨の法的要件は、民間部門でのストライキ行為の制約要因であった。法律では SOE でのストライキ参加者について、1 年以下の懲役又は 20,000 バーツ (560 ドル) 以下の罰金、若しくは両方を含む罰則を規定している。

労働関連法の執行は一貫性を欠き、場合によっては組合活動に参加した労働者の保護に効果を上げていなかった。雇用主は、組合活動への参加意外の理由であれば、退職金を支払うことを前提に、労働者を解雇することができる。組合結成を追求した労働者に対する雇用主による差別には、登録の前と後の双方において、組合活動への関与を理由に労働者が

解雇されたという報告が含まれた。一部の事例において、労働裁判所が、解雇理由が違法であることが証明された場合、労働者の復職を命じた。DLPW の報告によると、2015 年に 9,695 件の不公正な解雇の申し立てが労働裁判所に提起されたが、全てが組合活動関連であったわけではない。従業員が不適切に解雇されたと当局が認定した事例における退職金の支払及び復職の執行は、一貫性を欠いていた。労働違反による有罪の場合の罰則には 6 か月以下の懲役、10,000 バーツ（280 ドル）以下の罰金、若しくは両方が含まれるが、当局は減多に適用しなかった。複数の権利唱導者の報告によると、あらゆるレベルの労働監察官が、たとえ処罰を要する労働者権利侵害が発生したことが認められた場合であっても、事件の仲裁を試みるが多かった。

従業員は、集团的労使関係の問題を裁決する三者労使関係委員会を含め、多数の経路で苦情を届け出た。決定は労働裁判所による審査の対象であった。労働者は NHRCT を通じて救済を求めることもできる。労働省は、民間部門の労働争議が交渉又は自主的仲裁を通じて解決することができない場合、あるいは国家経済又は治安に影響を及ぼすおそれがある場合、労使関係委員会に付託することができる。国営企業労使関係委員会は SOE 労働者からの苦情の是正を処理した。2015 年に DLPW は、雇用主と従業員との間における、106,699 名の従業員が関係する非公式争議が 147 件発生したと報告したが、2014 年（122,474 名の従業員が関係する 149 件の非公式争議）と比べると減っていた。これらの争議のうち、雇用主と従業員が 121 件をストライキなく解決し、DLPW が 10 件を労働裁判所に付託し、6 件を交渉後に取り下げ、5 件は DPLW で処理中であった。労働裁判所に付託された争議はほとんどが不当解雇（46 パーセント）、労働者保護関連法違反（27 パーセント）、労働条件合意違反（16 パーセント）、そして雇用主及び従業員による不正行為（4 パーセント）に該当した。少数ではあるが、社会保障関連法や労働者補償関連法の違反の報告もあった。

労働組合の結社及び団体交渉活動の弱体化を狙って、雇用主が様々な技法を用いたという報告が複数あった。例として、ストライキに参加した労働者と下請業者の交代（法律で認められている）；組合指導者やストライキに参加した労働者の脅迫；組合指導者やストライキに参加した労働者に対する辞職要求；職場の複合施設内又は工業団地内での労働者によるデモの禁止；そして抗議活動を禁ずる裁判所の令状を取得するための暴動の扇動が挙げられた。NCPO 体制下では、ストライキに参加した労働者が不法侵入罪又は公共集会関連法違反による告訴で脅されたという報告や、交渉手続に軍士官が立ち会ったという報告があった。一部の雇用主が組合指導者やストライキに参加した労働者を別の、あまり望ましくない配置、あるいは機能していない管理職（管理権限がない）に異動させ、組合活動の先導を妨げたという例もあった。一部の雇用主が、提案した合意条件の受諾を拒否した既存の組合を迂回する目的で、競合する組合の登録を支援したという報告もあった。

組合に加入できる者の定義（「同じ雇用主のために働く従業員」又は「同じ業務内容に該当する従業員」）と、組合は労働者の 5 分の 1 以上を代表する旨の要件が、団体交渉活動の阻害要因であった。法律では労働者が組合を結成する場合に同じ産業に属することを要求し、契約労働者を「製造業」ではなく「サービス業」の労働者として分類しているため、契約労働者は同じ工場で働いていても産業組合に加入することができない。産業の常勤従業員との合流に対するこの制約が多くの場合、より大きな集団として団体交渉を行う能力を減退させた。法律では SOE 組合と民間部門組合の連携を制約しているが、それぞれに適用される法律が異なるからである。複数の労働活動家の主張によると、組合員の 50 パーセント以上の同意を得るという要件が、合法的ストライキを実施する際の重大な障壁となっていた。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているが、国家非常事態、戦争、戒厳令、又は一般市民に災難が差し迫っている状況を例外としている。

（2016 年）5 月、NLA は新たな人身売買刑事訴訟法（Human Trafficking Criminal Procedure Act）を承認し、これにより強制労働の場合を含む人身売買事件の司法手続が迅速化される。同法では裁判前宣誓供述と、外国人の被害者及び証人のためのビデオ会議を導入し、時効を無期限に拡大した。人身売買、児童労働、不法移民及び不法漁業と闘うために政府が創設した国内委員会が、労働関連の懸念が顕著な部門で新たな法律と規制の執行を開始した。2015 年に改正された人身売買防止法の下での有罪に対する罰則は、懲役 4 年から終身刑及び 80,000～400,000 バーツ（2,240～11,200 ドル）の罰金である。改正人身売買防止法では通報者の保護を規定し、また人身売買に関与した事業者や車両について業務の一時停止又は免許停止を命ずる権限を当局に与えている。強制労働又は債務拘束に相当する要素の定義が法律及び慣行において明確でないため、労働人身売買の被害者の特定と強制労働の訴追に向けた政府の取り組みが損なわれてしまっていた。

2015 年に政府は報告によると 317 件の人身売買事件（2014 年の 280 件から増加）を捜査し、242 名の人身売買犯（2014 年の 155 名から増加）を訴追した結果、241 名に有罪判決が下った（2014 年の 104 名から増加）。政府は報告によると強制労働容疑が関係した 72 件（2014 年の 58 件から増加）を捜査し、71 名の人身売買容疑者が関係する強制労働事件 33 件を訴追した。有罪判決を受けた人身売買犯のうち、64 パーセントが 5 年超の懲役を言い渡され（因みに 2014 年は 29 パーセント）、84 パーセント（2014 年は 68 パーセント）が 3 年超の懲役を言い渡された。政府は刑事司法裁判所内に人身売買防止事務所を創設し、そして検事総長局に属する検察官向けの人身売買防止部門を設けた。

強制労働を含む虐待的労働環境の報告が、農業、漁業、食品・海産物加工、及び家事労働を含む多数の部門で続いていた。外国人の、多くは不法滞在の移民労働者がこれらの部門に多く、海産物加工産業では推定で労働者の 90 パーセントが移民労働者であった。2015 年に政府は船舶の所有者、船長及びブローカーを、110 名の被害者が関係した 41 件の事件での漁業における労働者人身売買の容疑で捜査し、31 隻の船舶を押収した。24 件の事件で、インドネシアのアンボン（Ambon）島とベンジナ（Benjina）島で操業していたタイ人所有の海運業者が関係し、人身売買被害者はタイと近隣諸国の人々であった。当局は容疑者 98 名の逮捕令状を発布し、うち 19 名が（2016 年）10 月時点で当局に逮捕されていた。新たな人身売買防止刑事裁判所がブローカー 1 名に懲役 12.5 年を言い渡し、19 件の事件がまだ訴追中であった。

入手可能な情報が最新の 2015 年に、政府は 720 名の人身売買被害者を特定し、因みに 2014 年は 595 名であった。社会開発・人間安全保障省は、強制労働被害者 320 名を含む 471 名の被害者を、政府が設置した避難所で支援していると報告した（因みに 2014 年は 303 名）。

市民社会の観測筋は、人身売買の被害者であったと考えられる脆弱な移民労働者や不法滞在移民に対する政府の扱い方を批判した。法的地位、組織する能力、タイ語知識、そして国内法に関する理解の欠如が、非タイ語使用者にとっての言語の障壁や非効果的な申し立ての仕組みと相まって、ミャンマー、カンボジア、及びラオスからの多数の移民が搾取されやすい状況を悪化させた。

移民労働者は大抵、非公式部門の労働者ブローカー又は地元の貸金業者から借金を抱えており、中には 20 パーセントもの高金利を請求された者も居た。こうした慣行が移民労働者を、一部の事例において債務拘束の状態に追い込んでいた。移民労働者擁護者の報告によると、雇用主、下請業者及びブローカー（公式部門と非公式部門の双方）が、出身国からの交通関係書類や身分証明書などの書類を取得するための費用を過剰に労働者に請求し、債務拘束に対する脆弱性を悪化させていた。一部の雇用主が移民労働者の移民登録カード、労働許可証、及び渡航文書を偽造し、その結果、国内移動を制約し、強制労働に対する脆弱性の原因となり、労働者は法律の下で頼る手段がほとんどなかった。労働者と単一の雇用主に結び付ける労働許可証と、雇用主を変更する場合に要求される面倒な手続が原因で、移民労働者は悪徳雇用主から離れるのが困難であった。法律では非市民の職業選択肢を制限していた。本国送還を避けるため、不法移民は余計な手数料又は賄賂を警察や出入国管理官に支払うことが多かった。

報告によると、漁船で働く一部の労働者が陸地に戻ることができず、雇用主は苛酷な条件、

低賃金、ごく限られた保護と便益の状態では、彼らを強制的に働かせ続けた。労働者保護法の閣僚規制では漁船で働く従業員が正規賃金を支給され、休息期間を与えられることと、年1回以上、労働監察官に報告することを要求している。2015年の漁業に関する国王令では、労働者保護関連法に違反した漁船又は不法滞在移民労働者を雇用した漁船について、罰金又は事業免許取り消しを含む制裁措置を科している。複数の移民労働者権利団体の報告によると、通訳不足、非効果的な検査技法、そして漁船を規制する新たな法律及び手続に関する当局者間での明確な理解の欠如が、海上船舶に対する検査活動の実効性を損ねていた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では18歳未満の児童の雇用を規制し、15歳未満の児童の雇用を禁じている。雇用主は、労働省から事前承認を得ない限り、18歳未満の児童に残業又は休日勤務を要求してはならず、また午後10時から翌午前6時の時間帯の労働を要求してはならない。18歳未満の児童を危険な作業に雇用してはならず、例として金属加工、有害化学物質、毒物、放射線及び有害な温度又は騒音レベルを伴う活動；有毒微生物への曝露；重い機器の操作；地下作業又は水中作業；そして屠殺場、賭博施設、アルコールを販売する場所、又はマッサージパーラーなど、禁止されている職場での労働が挙げられる。法律では農業など一部の非公式部門での児童労働者を限定的に取り上げ、そして取り上げられていない部門に対処するための閣僚規制の発布を考慮している。

2014年に労働省は農作業の最低年齢を13歳から引き上げて15歳とし、また漁船での労働については16歳から引き上げて18歳とした。(2016年)1月、DLPWは18歳未満の児童を海産物加工の工場及び事業所で雇用することを禁止した。法律では15歳～17歳の児童が合法的に農作業又は家事労働を行うことができる日間労働時間の上限を指定していない。

政府は「最悪の形態の児童労働の撲滅に向けた国家政策・計画」(*National Policy and Plan to Eliminate the Worst Forms of Child Labor*)の第2期を承認し、これは2020年までに国内での児童労働を撲滅することを狙いとし、目標達成に向けた3年間の行動計画が含まれる。商業目的での児童の性的搾取に対する刑事法制の強化に向けた取り組みの一環として、政府は児童ポルノの制作、配布及び所持を刑事罰の対象とする改正を採択した。

児童労働関連法規違反での有罪に対する罰則は1年以下の懲役又は200,000バーツ(5,600

ドル)以下の罰金、若しくは両方である。労働省管轄下の社会保障局(Social Security Office)の報告によると、入手可能なデータが最新の2014年に、15歳~17歳の児童49,263名が正式に働き、社会保障制度に登録していた。児童労働者の推定総数は、合法と非合法を合わせ、不法移民を含む非公式部門の児童労働者を含めると、依然、はるかに多くなる。

DLPW及び国家統計局(National Statistical Office)は(2016年)8月、タイで初めての、労働児童に関する国別報告書を発行した。調査所見によると、児童にとって危険な条件の例として、重量物の昇降、危険な温度又は騒音への曝露、そして農薬や花火など危険化学物質や放射性物質への曝露が挙げられる。労働児童はほとんどが農業、林業、漁業、卸小売業、ホテル、レストラン及び製造業で雇用されていた。政府は今後の調査が国際的に認められている基準を満たすことを確保すべく、国際労働機関(ILO)との協力を開始した。

DLPWは、児童労働に関する法律及び政策の執行を担当する主要機関である。2015年にDLPWは非公式部門の職場の検査体制を強化し、食品・飲料サービス、建設、製造及び海産物加工を含む様々な活動で児童が働かされていることを認めた。これらの検査の結果として、当局は22名の児童を不法雇用から排除した。違反の例として法定年齢以下の児童の雇用、不法な労働時間、そして15歳~17歳の児童労働者を雇用する際のDLPWへの通知不履行が挙げられた。労働者保護法の下での危険な条件又は禁止対象職場での児童雇用での有罪に対する罰則は、1年以下の懲役又は200,000バーツ(5,600ドル)以下の罰金、若しくは両方である。当局は概して、児童労働関連法の違反者に罰金を科したが、違反に対する罰則は通常、法律で規定される最高刑罰未満であった。労働省はこの問題に対処すべく、児童労働関連法違反について最高刑罰の適用を要求する内部規制の発布により、様々な措置を講じた。観測筋の指摘によると、児童労働関連法の効果的な執行を制限する様々な要因があり、例えば労働監察官の不足、児童労働の状況を査定するための全国的なデータ又はシステムの欠如、そして非公式部門又は到達困難な職場(例:民家、小規模家庭内事業、農場、漁船)向けの非効果的な検査手順が挙げられる。さらに、児童労働関連法や児童にとって危険な作業の基準(農薬、熱及び機械類から生じる危険など)に関する一般市民の理解不足も、特に農作業や家庭内事業で児童を働かせることの許容に重要な役割を果たしていた。

雇用主は一部の児童に報酬を与えて、防具なしでのタイ式ボクシングの試合で闘わせた。雇用主は衣類の生産、サトウキビの栽培と収穫、そしてエビ、魚類及びサトウキビの加工に児童労働を使用した。都市部では労働児童のほとんどがサービス部門、例えばガソリンスタンド、小規模産業及びレストランなどで働いていた。一部の児童は、商業目的の売春やポルノ取引の一環として性的搾取も受けていた。雇用主は移民児童に漁業、衣類生産、食品や海産物の加工、家事労働、及び物乞いでの労働を強制していた。これらの児童はミ

カンボジア、カンボジア、及びラオスからの移民が圧倒的に多く、タイに不法滞在し、搾取に対してますます脆弱であった。

申し立てによると、街で女性に付きまとい物乞いをさせるために親又は保護者が児童を売る、貸す、あるいは強制的に「借りる」という報告もあった。報告によるとさらに、一部の親、特に移民の親が子どもを学校の休み時間、放課後、あるいは週末に物乞いに行かせ、世帯収入の足しにしていた。改正後の物乞い規制法 (Begging Control Act) は (2016 年) 7 月に発効し、物乞いに対するサービスを拡充し、物乞いのために他人を使用、雇用、促進、又は要求することを禁止した。

児童労働は、比較的大規模な、様々なレベルの食品及び海産物の加工部門を含む、輸出指向の工場や登録された加工施設では、さほど顕著ではないものの、やはり存在していた。一部の労働児童が不法滞在者であり、雇用契約を交わしていない、あるいは年齢をごまかして当局から旅券又は移民登録カードを取得していたという報告が複数あった。法律で禁止されているにもかかわらず、18 歳未満の児童が火、熱、又は強烈な日光を伴う作業；湿った、悪臭を放つ、汚い職場；長時間労働（1 日 8 時間を超える労働）；粉塵の多い職場；危険な道具；極端な温度を伴う環境；そして徹夜勤務など、危険な条件に曝されていた。

反乱者集団が児童を徴用して放火させたり、スカウトや情報提供者として使用したり、あるいは村を守る民兵組織に参加させたりしているという報告が相変わらず寄せられた。

移民児童は公立学校に通うことができた。教育省の報告によると、公立学校への非市民の入学が 38 パーセント増え、2012 年は 99,933 名であったのが、2015 年には 138,724 名にまで増えた。移民児童は入学に際し、言語の壁、季節労働を追求する移民の親の頻繁な移動、公共教育を受ける権利に関する意識の欠如又は文化的許容度の低さ、そして母国の教育制度との相互関係の欠如を背景に、様々な阻害に直面した。こうした制約に直面する中、親は子どもを NGO が運営する移民学習センターに通わせる例が多かった。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

過去数年間、労働関連法では人種、性別、ジェンダー、障害、言語、政治的意見、宗教、年齢、社会的出自、出身国又は国籍、性的指向又は性同一性、HIV 陽性状態又は他の性感

染症、あるいは社会的地位に関する職場での差別を禁じていなかった。2014 年 9 月に男女平等法が発効し、雇用決定時を含め性別又は性同一性に基づく差別を行った者は 6 か月以下の懲役、20,000 バーツ（560 ドル）以下の罰金、又は両方を科せられる。別の法律では従業員 100 名超の職場に対し、労働者 100 名につき 1 名以上の障害者を雇用するよう要求している。政府はあらゆる場合において、これらの法律を効果的に執行しなかった。

雇用差別は LGBTI 者、移民労働者、及び女性に対して発生していた（7.e 項参照）。政府の規制では雇用主に対し、性別に関係なく同等の仕事に対して平等な賃金及び給付金を支給するよう要求している。とは言え、女性は経済の多くの部門で、同等の仕事でも支給される給与が低かった。雇用主はあらゆる産業において、男性に用意される仕事に女性が従事することを許可しなかった。障害者に対する差別が雇用、アクセス及び訓練において発生していた。2014 年時点での政府の報告によると、12,479 社の企業のうち 9,454 社（約 76 パーセント）が、障害者授権法（Persons with Disabilities Empowerment Act）で規定されている義務を遵守していた。

2014 年の男女平等法が実際にどのような効果をもたらしたかは依然として不明瞭であったが、近年、国内で多様な性的指向や性同一性を有する人々が職場で頻繁に差別を受け、原因は部分的に偏見と、差別に関する保護関連法や政策の欠如にある。2014 年の ILO の報告書では、雇用プロセスのあらゆる段階における、教育訓練、就職、昇進機会、社会保障、及びパートナー給付などでの差別を認めた。報告によると、トランスジェンダーの労働者はさらに重大な制約に直面し、彼らの労働力への参加は美容師や芸人など、ごく少ない職業に限られることが多かった。

e 受入れ可能な労働条件

全国的な最低日給は依然、300 バーツ（8.40 ドル）のままであった。政府は前回 2014 年に公式貧困水準を月額 2,647 バーツ（74 ドル）と算出していた。（2016 年）5 月、政府は熟練労働者の標準賃金も発表し、範囲は日額 340～550 バーツ（10～15 ドル）であった。最低賃金に関する法律は、季節的農作業又は家事労働には適用されない。

法律で定められた週当たり最長労働時間は 48 時間、又は 6 日間に渡り 1 日 8 時間で、残業は週 36 時間に制限されている。化学、鉱業、又は重機を扱う他の産業など「危険」作業に従事する従業員は週 42 時間まで働いてもよいが、残業してはならない。石油化学産業の従業員は 1 日 12 時間を超えて働いてはならず、また連続勤務が認められるのは 28 日間までである。法律により、雇用主は従業員の同意なく雇用条件を変更してはならないが、変更が従業員にとって有益な場合はこの限りでない。

法律では、在宅勤務を含め、安全で健康的な職場を要求し、また妊婦及び 18 歳未満の児童が危険な条件（閣僚規制で詳しく規定される通り）で働くことを禁じている。法律では妊婦が分娩の前後に医師からの証明書を提示して職務変更を要望することを認めている。法律では雇用主に対し、雇用に先立って危険な労働条件について従業員に説明することも要求している。労働者は、健康又は安全を危険に曝す状況から、自分の雇用を危うくすることなく身を脱する権利を持たない。

法的保護が全ての部門に一律に適用されるわけではない。例えば、閣僚規制では家庭内家事労働者について、休日、病気休暇、最低年齢及び賃金支給に関していくつかの保護を規定しているが、最低賃金、正規労働時間、又は育児休暇に対処していない。最低賃金及び社会保障制度は非公式部門と、農業など季節的な性質の仕事に従事する労働者には適用されない。2011 年に在宅労働者保護法（Home Based Worker Protection Act）が制定されたものの、DLPW は在宅労働者の賃金、労働条件、及び禁止対象危険作業に関する規制をまだ発布していない。

DLPW は、公式部門で雇用主が最低賃金要件を遵守しているか否かの確認のほか、労働時間、休憩時間、休日及び病気休暇、及び残業手当の検査も担当している。DLPW は労使関係や労働安全衛生に関連する法律も執行する。法律では雇用主が不遵守の場合について 100,000 バーツ（2,800 ドル）以下の罰金と 6 か月以下の懲役に処すると規定しているが、執行は一貫性を欠いていた。労働安全衛生規制違反での有罪に対する量刑は 1 年以下の懲役及び 400,000 バーツ（11,200 ドル）以下の罰金である。2015 年に、約 350,961 の職場が存在し、840 万名の労働者を雇用していた。この推定には家族農業や在宅事業など、非公式の職場が含まれていない。DLPW には全国でわずか 592 名しか労働監察官が居らず、労働関連法を執行するには不十分であった。

DLPW の労働監察官は 2015 年の 1 年間で 160 万名の労働者を雇用する 44,859 箇所の職場を監察し、663 箇所の職場が労働者保護関連法を遵守していないと認めた。対応策として 624 件の命令が発布され、9 名の雇用主に罰金が科せられ、30 名の雇用主が刑事告訴された。労働監察は様々な産業で実施されたが、ほとんどが卸小売業（37 パーセント）と製造業（22 パーセント）に集中し、建設（6 パーセント）や農業（2 パーセント）など非公式部門の職場での監察は少なかった。違反はほとんどが最低賃金、残業手当及び休日出勤手当の支給不履行、伝統的又は年次休暇の提供不履行、作業規則の制定及び発表の不履行、そして従業員の賃金支給及び勤務時間数に関する記録保管の不履行が関係した。2015 年に DLPW は 502,976 名の従業員からの 594 件の要求と、104,654 名の従業員が関係する 114 件の労働争議を受理した。限られた人数の監察官、従業員と職場で面談するという慣行、文書ベースの

監察への依拠、そして監察チームに帯同する通訳者不足が、非効果的な監察という結果をもたらした。

労働安全衛生に関して、DLPW は 2015 年に 946,621 名の労働者を雇用する 16,538 箇所の職場を監察し、1,312 箇所の職場（8 パーセント）が安全衛生規制を遵守していないことを認めた。これらの不遵守のほとんどが、安全委員会の創設不履行；機械、クレーン及びボイラーに関する問題；健康チェックアップ；そして建設現場における不適切なレベルの熱、照明及び騒音が関係した。DLPW によると、労働者の安全に関する違反発生件数が最も多かったのは製造業、卸小売業、建設業、ホテル業及びレストラン業であった。DLPW が是正を求める命令を企業に発布した後、企業は違反の大部分を解消したが、労働監察官は雇用主が是正を怠った後、又は要求された罰金の支払を怠った後、少なくとも 189 件の訴訟を起こした。

産業事故で負傷した労働者の救済は、概して適時でなく、不十分であった。裁判所の決定は希で、経営者又は所有者に伝わることもほとんどなかったが、離散的な事例において、裁判所が負傷した労働者に補償する法的権限を有することが実証された。複数の NGO の報告によると、登録済み移民に対する事故補償を、当人が国籍検証を経ていなかったために政府が拒否したという事例が複数あった。2015 年 9 月に最高行政裁判所が、社会保障局から発布されたある規制を取り消す裁定を下し、同裁判所はその規制を、移民労働者及び移民労働者による労働者補償基金の利用に対して不法な慣行と差別的な取扱いを定めていると判断した。同裁判所は、国内での一時的な就労を許可された登録済み移民は事故補償を受ける権利を与えられるべきであるという裁定を下した。

一部の労働者は支給された給与が最低賃金に満たず、特に農村部の県や、従業員 50 名未満の企業がそうであった。複数の労働組合の推定によると、労働者の 30 パーセントは支給された給与が最低賃金に満たなかった。公式部門と非公式部門の雇用では依然として所得格差が大きく、非農業部門の労働者の所得は農業部門と比べ、平均 3 倍であった。報告によると労働者の 55 パーセントが、農業、林業及び漁業を含む非公式経済で働き、労働関連法や社会保障制度の下で受けられる保護も限られていた。

国内の違法移民労働者について信頼できるデータはなかったが、政府や NGO の情報筋の推定によると、登録済み移民労働者と違法移民労働者は合計で 250 万名～390 万名の範囲である。

労働許可の正規化及び更新に向けた努力をよそに、移民労働者、特に不法滞在移民は、市民労働者に付与される多数の労働者保護を享受できず、依然として脆弱な状況に置かれ、

法律の下で頼る手段もなかった。複数の NGO の報告によると、移民労働者は書類の有無を問わず、劣悪な労働条件で働いていた。かなりの数の移民が国境付近の工場で働き、これらの工場では労働関連法違反が頻繁に報告されていた。(2016 年) 2 月、政府は登録済み移民労働者が出身国へ戻る必要なく、8 年間を限度として 2 年おきに労働許可を更新できるようにする政策を導入した。この政策により、移民労働者の費用と負担が軽減され、登録する意欲が高まった。労働省は 2014 年以降、2 か国語を話す常勤の電話ホットラインオペレーターを 9 名雇っている。このホットラインへの移民労働者からの問い合わせが大幅に増えた。2015 年に労働省のホットラインに 105,505 件の問い合わせが寄せられ、うち 79,494 件がタイ語を話す人々、26,011 件がタイ語以外を話す人々からであった。タイ語以外での問い合わせはほとんどが移民労働者の登録手続、雇用主又は職場の変更、及び労働許可更新に関する情報請求であった。限定的に、労働関連法違反に関する申し立てもあった。

報告によると、移民労働者を雇用する企業が越境移動、登録、許可及び他の費用の弁済のため、移民労働者の給与から不法な控除を行っていた。労働者も他に、休日手当や残業手当の支給不履行；機器、制服又は十分な飲用水の提供不履行；又は 8 時間未満の労働に対する最低日給の支給不履行など、請負業者による様々な違反を報告した。労働者はさらに、病気休暇分の賃金の減額や、不法滞在労働者を見逃してもらうための当局者への賄賂も報告した。

政府は漁業の雇用主に対し、労働者及び労働者の給与に関する公式記録の維持のほか、賃金、労働時間、給付金、漁船に乗って勤務中の福祉に関する規定の概要を明記する標準化された雇用契約の使用を要求している。海上漁船に関する 2014 年の閣僚規制では漁業労働者の所得（基本給と利益分配の合計）を全国最低賃金と同額になるよう要求している。法律では休息期間と年次有給休暇も要求している。さらに、雇用主に対し、少なくとも年 1 回、労働省への報告を労働者に行わせることも要求している。さらに、規制では雇用主に対し、労働者が国外に居て仕事がなく、帰国できない期間、日給の 50 パーセント以上を支給することも要求している。新法では、労働者の船が使用できる状態でない場合、又は労働者が働くことができない場合、又は雇用主が雇用契約終了前に契約を変更又は解除する場合、又は雇用契約が終了する場合、労働者を採用区域に帰すための輸送費を負担することも義務付けている。とは言え、漁業労働者は社会保障と事故補償を利用できなかった。漁業部門での執行を強化するため、政府は漁船と労働者のモニタリング及び検査と書類検査を行うための入港出港（PIPO）管理センターを 28 箇所に設置した。(2016 年) 9 月時点で、タイ海軍率いる多分野チームが 999 隻の漁船で働く 13,504 名の労働者を検査し、25 隻で不正が見つかった。これらのうち、当局は 23 名の雇用主に行政命令と処罰を科し、2 名を起訴した。

政府は以前、移民労働者を募集する地元業者に対し、タイに出向いて労働省の雇用部（DOE : Department of Employment）に登録するよう要求していた。（2016 年）9 月時点で、274 のインバウンド求人業者が DOE に登録済みであった。「タイで働く外国人労働者の入国に関する国王令」（Royal Ordinance on Importation of Foreign Workers to Work in Thailand）が（2016 年）8 月に発効した。法律では雇用代理人に対し、賃金及び他の便益に関する情報を移民労働者に伝達するよう要求している。彼らは、最初の月の賃金の 25 パーセント以下の料率に設定されるサービス手数料も公表しなければならない。雇用主はサービス手数料、母国との間の往復交通費、及び他の付随する費用を支払わなければならない。雇用代理人は 500 万バーツ（140,000 ドル）の「保証」料を預託しなければならないが、DOE はこれに必要に応じて労働者を支援するための補償基金に充当することになる。

労働者仲介業者は「契約労働制度」を使用し、これに基づいて労働者は年次契約を交わす。法律により、事業者は契約労働者に「差別のない公正な便益と福祉」を提供しなければならない。契約労働従業員が外部委託であったか否か、また別の会社から賃金を回収する可否かを問わず、法律により、契約を交わす事業者が総体的雇用主であり、法律では下請従業員にも正規従業員にも平等な給与と便益を与えるよう要求している。契約労働者は直接雇用労働者と同じ仕事をこなしていたが、雇用主が支給する給与は少なく、便益も少ない又は全くないことが多かった。

複数の NGO の指摘によると、地元の貸金業者（大抵は非公式）が途方もない金利を提示することから、国外での仕事を探している市民労働者は 500,000 バーツ（14,000 ドル）という高額な求人手数料を支払うことができた。DOE 規制では求人手数料の上限を定めているが、規則の効果的な執行は依然として難しく、不十分であったが、原因は、闇求人手数料に関する情報を労働者が提供し続けないことと、法的な文書証拠（融資契約書又はサービス契約書又は借用書）の欠如にあった。DOE はインバウンドとアウトバウンドの求人業者を規制する。2015 年に DOE は 10 の登録済み求人業者における不良慣行を認め、その後、3 つの業者の業務を停止させ、7 つの業者を刑事告訴した。DOE は警察とも協力して、国外で雇用された市民労働者からの申し立て 287 件を捜査した。搾取的な雇用サービス業者が根強く、国外で働く市民に莫大な違法求人手数料を請求し、これは彼らの 1 年目と 2 年目の稼ぎに相当することが多かった。警察は 68 名の違法ブローカーを、雇用・求職者保護法（Employment and Job-Seeker Protection Act）の下、金銭と引き換えに人々を欺いた罪で起訴した。同法では 10 年以下の懲役及び／又は 200,000 バーツ（5,600 ドル）以下の罰金を定めている。

入手可能なデータが最新の 2014 年、職場事故による疾患及び負傷の報告が 100,234 件あり、うち 68,903 件は軽傷（欠勤 3 日以内）、31,331 件は欠勤が 3 日を超えた負傷（恒久的障害及

び死亡を含む）であった。観測筋によると、非公式部門、農業部門及び移民労働者における職場事故は過少報告である。雇用主は職業病の診断又は補償を減多に行わず、それらを専門とする医師又は診療所もほとんどない。移民労働者とその扶養家族は、公式部門でも非公式部門でも、医療保険を購入する資格があった。しかし、一部の移民労働者は医療保険を購入せず、理由は言語の壁、医療従事者不足、及び他の要因を背景に、自分達の権利を理解していないためであった。中規模及び大規模の工場は大抵、政府の安全衛生基準を適用していたが、安全基準の総体的な執行は緩かった。非公式部門では、安全衛生保護対策が標準以下であった。